

平成29年第3回定例会

(第3日)

平成29年9月14日

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	教育委員会事務局長	大 湯 幸 男
副 市 長	古 川 洋 文	会 計 管 理 者	鈴 木 浩
総 務 部 長	齋 藤 久世志	農業委員会事務局長	佐 藤 千代彦
企画財政部長	須 藤 秀 人	選挙管理委員会事務局長	小田桐 啓 子
市民生活部長	白 戸 照 夫	平川診療所事務長	工 藤 伸 吾
健康福祉部長	小 林 留美子	監査委員事務局長	石 田 善 久
経 済 部 長	西 谷 司	教育委員会委員長	内 山 浩 子
建 設 部 長	木 村 雅 博	教 育 長	柴 田 正 人
水 道 部 長	須 藤 俊 弘	農業委員会会長	柴 田 博 明
尾上総合支所長	長谷川 尚 道	選挙管理委員会委員長	内 山 久 人
碓ヶ関総合支所長 兼碓ヶ関診療所事務長	工 藤 久 富	代表監査委員	欠

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	相 馬 昌 幸	主 事	石 岡 奈々子
主幹兼議事係長	長 濱 貴 弘	—	—

午前10時00分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

おはようございます。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、古川代表監査委員より、体調不良のため、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、御了承願います。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

本日は第6席から第9席までを予定しております。

第6席、1番、工藤貴弘議員の一般質問を行います。

工藤貴弘議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

工藤貴弘議員、質問席へ移動願います。

○議長

○1番

(工藤貴弘議員)

(工藤貴弘議員、質問席へ移動)

工藤貴弘議員の一般質問を許可します。

おはようございます。

ただいま議長より発言を許されました、第6席、議席番号1番、誠心会の工藤貴弘でございます。

昨日、長尾市長より、次期市長選出馬の固い決意表明がございました。人口減少の克服、そして大型施設の建設・改修が続き、第2次長期総合プランが策定されたばかりの転換期にあります本市において、今後とも長尾市長には豊富な経験でもってこの平川市を牽引していただきたいと思っております。私も微力ではありますが、市長を支えてまいりたいと思っております。

それでは、通告にしたがいまして、順次質問してまいります。

まず、1つ目の観光振興対策についてお尋ねいたします。

本市には魅力的な観光資源が多数あります。碓ヶ関地区には道の駅、羽州街道歴史の道、国上寺。尾上地区には猿賀神社、盛美園、農家蔵。平賀地区には志賀坊公園、白岩森林公園、世界一の扇ねふた。そのほかにも豊富な温泉、おいしい農畜産物と、枚挙にいとまがありません。

長尾市政誕生後、市ではこれらの観光資源のソフト・ハード両面の整備を進めながら観光客の誘致に注力し、報道によりますと、今年度の関連経費額は予算ベースで2億6,552万円と合併後最高とのこととあります。

そして昨年末、本市は県とともに台湾台中市との友好交流協定を締結し、本格的な海外交流がスタートしました。先日もチャーター便で多くの市関係者が訪台し、文化、経済、教育、そして観光と、多方面にわたる交流・往来が今後ますます進展していくことと思っております。

こうした観光に対する機運が高まる中、地域振興策の1つとして観光資源の発掘や創出を力強く推進していくことは、これまで観光分野にあまり目を向けてこなかった本市にとって極めて重要な施策であると考えます。

それでは、①の「世界一の扇ねふた」更新についてお尋ねいたします。

現在の世界一の扇ねふたは、平成10年度に旧平賀町が「どこにもないねふたをつくろう。」という気概でもって、町、関係団体、町民からの助成と浄財によって作製し、合併後の今日も、平川市を代表する観光資源の1つとして市内外の多くの人々を魅了し続けてきました。

完成からおおよそ20年が経過し、現在、新「世界一の扇ねふた」の作製が進められているところであります。報道等によって広く知られているところではありますが、確認の意味を込めて、このたび更新するに至った経緯と今後のスケジュールをお知らせください。併せて、高さや横幅等、新旧の「世界一」の違いについて、その概要をお示しください。

次に、②の「平川ねふたまつり」全般に関することについてお尋ねいたします。

津軽の短い夏を熱く燃え上がらせるものは、やはりねふた祭りをおいてほかにありません。近隣の市町村でもほぼ同時期に開催されていますが、

平川市のねふたまつりの特色として、世界一の扇ねふたを筆頭に、はやしを獅子踊りの節にアレンジするところもあれば、山車灯籠の形態も扇型に限らず人形型もあります。そして、運行の様式についても踊りを取り入れ、どなたでも気軽に参加できるなど、固定観念にとらわれず、各運行団体の個性が色濃く反映され、他市町村にはない当市独特のものとして、近年、内外のねふた愛好家の評価を高めています。

県観光国際戦略局が公表している最新の資料、平成 27 年青森県観光入込客統計によりますと、月別の観光客数では、平川ねふたまつりを開催する 8 月に当市を訪れる方が一番多いようであります。

当市にはさまざまな名所、名跡、観光、物産施設、イベントが存在し、それぞれ関係各位のたゆまぬ御尽力によって磨きをかけられ、魅力ある観光資源として平川市の発展に寄与されているところです。

第 2 次平川市長期総合プランに示されたとおり、平成 33 年に 100 万の観光客数を目指す当市としては、それらすべての観光資源をさらにブラッシュアップさせていかなければなりません。核となる平川ねふたまつりの発展・拡充が特に重要ではないかと考えるところです。そこでまずは、近年の平川ねふたまつり観客動員数の動向と、今後の目標動員数についてお知らせください。

併せて、祭りの盛り上がりには比例してか、年々場所取り争いが熾烈化し、運行中ともなると足の踏み場もないほどに人々が運行ルート沿いに押し寄せる具合となっております。現在、関係組織・団体の御努力によって大きなトラブルはなく、コントロールされていると思いますが、ねふた運行と観覧者の安心・安全、そして祭りがより活気づくために有料観覧席の増加が望ましいと考えますが、市の御見解をお示しください。

次に、③の冬の観光について、お尋ねいたします。

当市の観光入込客数は、8 月をピークに春季から秋季にかけては安定していますが、冬季である 11 月から 4 月にかけては最盛期の半数に届かない低調期にあります。冬期間の観光客の減少、これは当市に限らず、県内全体の傾向でもあります。

冬期間の観光客の少なさについては、そもそもとして冬の観光イベントの少なさが挙げられます。雪深く、長い冬が続く津軽において、雪が日々の生活の中では、楽しむことよりも立ち向かうべき事象として印象づけられていることが多いからかもしれません。もちろん、雪のもたらす恵みも存分に享受しているわけではありません。

いずれにしても観光という観点からは、観光客数の増加のためにも、通年観光を目指して冬の観光の充実を図られなければならないと考えます。

今後、観光客としての増加が見込まれる亜熱帯の台湾では雪が降ることは極めてまれですので、雪そのものが台湾観光客向けの有効なコンテンツと成り得るわけであります。現在、スキー場等のウインタースポーツに特化した施設がない当市にあっても、台中市、台湾全土の方に楽しんでいた

だく土台はあるものと考えます。

そこでお尋ねいたします。当市の冬の観光について、現在開催しているもの、そしてインバウンド、特に台湾観光客向けについて、どのように展開していくのかお知らせ下さい。

次に、④のAR・VRの活用について、お尋ねいたします。

ARとはオーグメンテッドリアリティーの略で、現実空間にCGによって付加情報を表示させ、現実世界を拡張する技術です。一方、VRとはヴァーチャルリアリティーの略で、コンピュータ等にCGによって人工的な疑似空間をつくり出し、あたかもその場にいるかのような感覚を体感できる技術です。これらの技術はごく最近、エンターテインメント分野を中心に、医療、産業、小売など、生活や経済活動の中で広く普及しつつあります。そして観光分野での活用でも注目され、北海道美唄市、長野県上田市を始めとして、市の魅力発信や新たな観光資源のツールとしてARやVR技術を導入する自治体が出てきておりますが、当市の活用状況とAR・VRの有効性に対する御見解をお知らせください。以上です。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

工藤貴弘議員の一般質問、観光振興対策についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず、世界一の扇ねふたの更新についてであります。

現在の世界一の扇ねふたは、議員御指摘のとおり、製作から約20年が経過いたしております。毎年、当市最大のイベントであります「平川ねふたまつり」の最後尾を飾り、市内ねふた団体の山車とともに観客を魅了しておりますが、経年による老朽化は否めませんので、まつりの安全の確保を最優先に考え、更新することといたしました。スケジュールといたしましては、10月10日が製作完了予定となっております。

次に、新旧の大きさの違いではありますが、現在の高さは約11メートルありますが、新型は約12メートルと現在より1メートルほど高くなる見込みであります。また、ねふた上部への転落防止柵やブレーキの設置など、安全性を高めております。

次に、「平川ねふたまつり」全般に関することについてであります。

まず、ねふたまつりの観客動員数であります。今年2日間で4万1,000人の動員数でありました。昨年は4万3,000人、一昨年は4万人となっております。曜日にも影響されますが、同じレベルで推移しております。来訪者からは、「平川のねふたは見て楽しく、ねふたが大きく迫力がある。」とのありがたいお言葉もちょうだいしております。しかし、現在は観客がコース沿道を埋め尽くしている状況でありますので、運行コースの延長等を考慮しないと、今後の目標動員数をこれ以上増やすことが困難となっております。このような状況を踏まえ、有料観覧席の増設については、ぜひとも実現したいと考えております。

次に、3点目の冬の観光についてであります。

今年の冬は、イルミネーション事業とキャンドルナイトを予定しており

ます。また、インバウンド向けとして、議員が御指摘でありました、雪が東南アジア方面にとっては有効なコンテンツであるということも言うまでもないことでありまして、今年度から新たに温泉宿泊を絡め、陸上競技場と多目的広場を活用し、歩くスキーやスノーシュー、ミニかまくらなどの体験メニューを計画をしております。

最後4点目、AR・VRの活用についてであります。

当市のAR・VRの活用状況であります。現在は、観光PR冊子であるまち歩き用パンフレットでARを活用した情報発信をしております。パンフレットに掲載されている観光地の情報をよりリアルに伝えるため、世界一の扇ねふたや志賀坊森林公園、盛美園、猿賀神社、猿賀公園、羽州街道矢立峠の6か所でドローン撮影した動画や写真画像の閲覧を可能としたものであります。VRについては、現在のところ活用しておりません。AR、VRとも、現代社会において知名度・技術力がともに上昇し、多方面で活用されております。しかし、VR導入のためには撮影費のほかプログラム構築・運用費用など多大な経費が伴いますので、現在のところ導入を考慮はしておりません。よろしくお願いたします。以上であります。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。

御答弁ありがとうございました。では、再質問に移りたいと思います。

まず、「世界一の扇ねふた」更新についてであります。ただいまお示しいただいたスケールとスケジュールのとおり、新「世界一」が作製されていくとのことでした。旧平賀町、その町民の魂が込められ、合併後も市を象徴する観光資源となった現行の「世界一」が、今年でお役御免となるわけです。心からありがとうございます、お疲れさまでしたと申し上げたいと思います。

さて、新「世界一」についてであります。これに関して完成セレモニーの開催といったイベント実施の計画はあるのでしょうか。また、当市を象徴するものでありますので、グッズの展開について、既存のものも含めまして、今後新たに考えているものがあればお知らせください。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

新しい世界一の扇ねふたのセレモニー等のことに関しまして御質問がございました。このセレモニー等のイベントについては、完成披露と併せて安全祈願を来年5月初旬に行うことで、世界一の扇ねふた実行委員会と検討しております。

また、世界一の扇ねふたにちなんだグッズ製作については、現在、世界一の扇ねふた絵のうちわをノベルティとして製作しており、10市大祭典やトップセールスにおいて観光PRに努めております。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。

来年の5月初旬に新「世界一」の完成セレモニー、安全祈願が行われるということでありまして。盛大な開催に向けて、関係御各位の御努力をお願いしたいと思っております。

それでは、さらに再質問していきます。

新「世界一」の、今度は展示方法についてお尋ねいたします。新「世界一」の高さは、先ほどお示しいただいたとおり、現行よりも1メートル高い約12メートルとのことでした。私が見た限りではありますが、旧「世界一」も展示館の天井にほとんど余裕のない状態で展示されていたかと思えます。この新「世界一」が展示されるに当たって、支障なく完全な状態で展示できるのでしょうか。その点についてお示してください。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

先ほども申し上げましたが、新「世界一の扇ねふた」は、既存のものより1メートル高いねふたであるため、天井すれすれになりますが、現在と同様、一番高くした状態で、ぎりぎり間に合うということでもありますので、その状態で展示する予定であります。

○議長

1番、工藤議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

なんとか現行の展示館であっても、新「世界一」、完全な状態で、下げることなく展示できるという御回答でした。

現在のねふた展示館は、見学者が建屋に近づけば録音されたねふたばやしが出てきます。ちょうどねふたの半ば辺りの高さで足場が組まれて、そこに平川市のねふたの歴史であるとか、歴代の世界一のパネルがずらりと並べてあります。そこをぐるりと一周するような形で見学するようになっていたかと思えます。観光パンフレットは置いてありましたが、ガイド等はございませんでした。

また、「世界一」はきちんと正面を向いて展示されていましたが、前ねふたですとか、太鼓ですとかは、わきにそのまま置かれていた状況であったかと思えます。こう言うは大変失礼なんですけれども、第一印象としましては、半ば物置のような状態になっているというのが正直な印象です。

現在の展示館が完成されたとき、その経緯と詳細については、私、承知しておりませんが、ただ、旧平賀町は財政規模的にも小さな町でありましたし、社会情勢も今日のように国を挙げてインバウンドを見据えた観光対策を講じていくべきといった風潮ではありませんでしたので、つまり、とりまく環境が現在と全く違うので、いまの展示館の形に落ち着いたのはむしろ自然であったのかなと想像するところです。ただし、最も大切なことは、先人たちの魂が込められた「世界一」がつくられたという事実であるかと思えます。

それを承知したうえで思うのですが、「世界一」という唯一無二の、ここ平川市にしか存在しない、市民すべてが誇れる観光資源を展示するものとして、現在の展示館では、残念ながらその魅力を十全に引き出しきれていないのではないかと考える次第です。

そこでお尋ねいたします。市は今後、「世界一の扇ねふた」展示館の新設を考えているのでしょうか。もしあるとすれば、現行のスタイルを踏襲するのでしょうか。それとも、「世界一の扇ねふた」を核とした、当市の魅力

発信と地域のにぎわい創出につながる総合的な観光拠点として整備していくのか、長尾市長の御見解をお示してください。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

世界一のねふた展示館に関する御質問でございますが、確かに現行のままでは、工藤議員御指摘のとおり、収納しておくという、物置というお話もございましたけれど、そういう感じの展示館でありまして、収納できればいいという形で当時はあったかなというふうに思います。予算の絡みもたぶんあったと思うんです。

いまのままでは観光資源、観光施設としての機能は低いと私も感じております。新設をするならいまのスタイルではなく、この観光としての資源として活用するためにも、滞在時間の充実につながる観光拠点として整備したほうがいいのではないかなというふうに考えております。

今後は、財政状況に配慮しつつ、新庁舎もできますので、庁舎周辺のにぎわいの創出の観点からも、新庁舎建設にかかわるワークショップの場も活用しながら、ねふた展示館の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

1番、工藤議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

財政的な側面もあります。そして新庁舎建設の絡みもありますので、いつ建てるであるとか、その場所について具体的にというのはなかなか難しいかなと思います。

特に財政面においては、大型の施設建設ラッシュが続くわけですので、例えば昨日も、平賀新体育館に対しては、緊防災の起債を検討していくそのときどきの補助ですとか、特別債とかそういったもの、適当なものがあればですね、それも活用できるようにワークショップ等の開催も含めて下準備をさせていただければいいなと思っております。個人的には、観光施設として体験していただければ、ねふたたたいたりとか踊ったりとか、あとは物産の店舗ですとか、あとは食事とか、これは御当地グルメとか、もしつくればいいかなとは個人的には思っておりました。

では、次の再質問に移ります。②の「平川ねふたまつり」全般に関することについて再質問いたします。

人口減少・少子高齢化に伴い、ねふた運行の担い手もまた減少しております。中にはねふた運行を取りやめる団体もあり、存続していても人員確保が難しく、いわゆる「なぬかび」を、本来の7日ではなく、それに近い土日に実施する団体も出てきています。

津軽地方におけるねふたは、人と人をつなげ、町会単位の地域コミュニティの盛衰に深くかかわる祭事として極めて重要であり、地域住人は自分の「ムラ」のねふたの運行を心から楽しみにしているところです。そのような背景からも、ねふた運行団体から運行奨励金の増額を望む声は多く聞かれるところです。奨励金の現状と、地域活性化に資するために今後の奨励金拡充はあるのかお知らせください。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

平川ねぷたまつりのにぎわいは、各運行団体の本当に苦勞した努力によりまして運行しているわけでありまして。各団体が苦勞しながらお金を集め、そして運行しているその御勞苦には敬意を表したいと思っておりますが、その奨励金につきまして、現在、本市では1団体につき10万円交付しております。近隣の弘前市、黒石市では本市の半分の5万円程度であるというふう聞いております。

各団体におかれましては、先ほども申し上げましたが、財源の確保に大変苦勞をされていることと思っておりますが、当面はさまざまな面で経費がいろいろかかっていきますので、当面は現状のままですというふうにご理解を願います。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。

市長もおっしゃるとおり、各運行団体の中心メンバーの方たち、ねぷたまつり運行するに当たって本当に、仕事ですとかプライベートですとか、そういったことを投げ捨ててと言いますか、それよりも優先して地域の皆さんに楽しんでいただく、地域を盛り上げるために努力されておりますので、奨励金が弘前市の倍であるというお話ではありましたが、大変苦慮されている現状でありますので、いつかの機会にはまた御審議していただければと思います。

それでは、世界一の扇ねぷたを始めとして、各運行団体のねぷたの大型化も進んでいます。その際、運行の支障となるのが電線の存在であり、その都度、昇降機による降下等によって対策を余儀なくされております。かねてより平賀駅前通りの電線地中化は進められておりますが、現状と今後のスケジュールについてお示しください。

○議長
○建設部長
(木村雅博)

建設部長。

県道町居平賀停車場線の無電柱化に係る進捗状況であります。平賀駅からマルチ薬局交差点までの153メートルについては、今年8月に無電柱化の工事が完了しております。また、マルチ薬局交差点より主要地方道大鰐浪岡線までの残り区間440メートルについては、平成28年7月に東北地方無電柱化協議会において正式承認され、今年度、県によって測量・詳細設計が行われているところであります。

今後のスケジュールでございますが、県に確認したところ、現段階では詳細なスケジュールは決まっていないとのことであります。できる限り早期完成を目指しているとのことであります。本市としても、今後、県や関係機関と協議を進めながら早期完成できるよう働きかけてまいりますので、御理解を願います。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。

ぜひ大鰐浪岡線バイパスまでの早期完成に向けて、御努力のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

これまで、安心・安全な運行と観覧のための有料観覧席の増加、そして

いま御答弁いただいた電線地中化のスケジュールについてただしてまいりました。これらの問題が解消・改善されたならば、県内10市が持ち回りで開催している「あおもり10市大祭典」の当市での実現に一步前進するのではないかと考えているからです。この大祭典の開催が実現すれば、県内外より多くの観光客が当市を訪れる、またとない機会となります。それに向けて、ねふたまつりの運行ルートの延長も必要であると思いますが、市としてどのように計画を進めているのか、お知らせください。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

あおもり10市大祭典は、例年10万人を超える観客動員数を誇っており、開催した場合は多大な経済効果がもたらされます。今年の新潟県での開催が6市目の開催となり、当市においても開催に向けてパレードコースの選定やメイン会場、駐車場などについて吟味しており、県や警察などの関係団体との協議も進めております。

しかしながら、現状のままでは実施が難しい状況でありますので、実現に向けて10万人以上を受け入れることができる環境を整備してまいりたいと考えております。整備に当たっては、将来の平川ねふたまつりの運行コースの延長や観客動員数の増加なども見据えて進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長

1番、工藤議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

いま市長がお答えいただいたように、あおもり10市大祭典の開催に当たっては、10万人規模の観客数、観光客が訪れる。その観光客数に対応できるキャパシティの環境の整備というものが必要で、ぜひその予行演習に当たるかはわかりませんが、ねふたまつりの運行ルートの延長について推進していただければと思います。

③の冬の観光と④のAR・VRの活用については再質問はいたしません。それぞれ一言述べさせていただきたいと思っております。

冬の観光については、ぜひ御答弁いただいたイベントの成功に向けて頑張ってくださいと思っております。あるいは、既存のイベントに何かを付け足すのも、ひょっとしたらいいのかもしれない。はしご酒まつりに合わせて、先ほどかまくらの話も出てきましたが、飲食できる規模の大きめのバーのようなですね、大きなかまくらをつくって、そこを酒場にして楽しんだり、ちょうどイルミネーションとかもやったりして。あとはインバウンド向け、台湾観光客向けということで、ある地域では台湾観光客向けに雪かき体験や、あるいは除雪車に乗せたりして、除雪車はもちろん走ってはいないんですけども、我々にとってはただ苦しい思いをするだけの冬の出来事も、向こうの人たちにとっては楽しく感じるようであります。それを逆手にとって観光資源化しているところもあるようです。

いずれにしても、インバウンドという観点からは今後実施されるさまざまなことに対して、観光客の方が当市の魅力に触れながら、安心・安全に楽しんでもらえたらいいなと思っております。

AR・VRの活用については、現状では観光パンフレットでのAR活用ということでございました。もし環境が整えば、当市の魅力的な情報発信や観光体験ができる技術ではないかと思っております。

例えばARによってですね、冬の猿賀公園にスマートフォンで蓮の花の池をかざして満開の花を咲かせることができる、あるいはVRでねぶたまつりの疑似体験ができる、あるいは志賀坊森林公園の絶景からドローンで360度空撮して空中飛行を疑似体験する、そういったことが可能であるかもしれません。例えばそういったものをトップセールスであるとか、台中市の観光エージェント等に対して活用してですね、「ああ平川市って、まだちょっと名前聞いたことないけども、こういういいところなんだな。」というふうに、ヴァーチャルなんですけれども、リアルティーのあるものとして当市の魅力に触れていただいて、ぜひ平川市に行かねばまいなというふうにですね、観光の機運を高めるための技術になるのではないかなと思っております。もちろんその財政的な面もありますので、こちらも要検討していただければと思います。この項目については終わります。

次に、小学校新学習指導要領への対応について、お尋ねいたします。

文科省は、本年3月、平成32年に全面実施される新学習指導要領を公示しました。外国語活動の前倒しと英語の教科化、プログラミング学習、主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニング等、さまざまな教育改革が示されました。当市として、今後、これらの教育改革についてどのように対応されていくのかお尋ねしてまいります。

まず、①の英語学習についてお尋ねいたします。

新学習指導要領の公示により、小学生の外国語学習に大きな変化が生じることとなりました。具体的には、平成32年より小学5、6年生を対象とした英語の教科化と小学校3、4年生への外国語活動の前倒しです。まず、当市の外国語活動の現状についてお知らせください。

次に、②のプログラミング学習についてお尋ねいたします。①と同じく新学習指導要領において、プログラミング学習の必修化が示されました。この導入の経緯について、今後ますますIT関連ビジネスが成長・拡大していく予想の中にあって、一方でその人材の育成・供給が追いつかないことが背景の一つにあるようです。

もっとも、プログラミング学習と言っても、コンピュータプログラムを記述するための、例えばC言語といった形式言語の学習、つまりコーディング学習ではなくて、平易なプログラミングを体験しながら論理的思考を養う学習活動の推進であるようです。

本年8月31日、文科省よりこれに関する事業の来年度予算の概算要求が公表されましたが、おそらく現場としてはプログラミング学習に対して不透明な点が多く、まずは国や県の動静を注視することが現状であるかと認識いたしますが、平川市としては、プログラミング学習についてどのように認識し、今後どのような対応が必要となるととらえているのかお示しく

○議長
○教育長
(柴田正人)

ださい。

教育長、答弁願います。

工藤貴弘議員の御質問、小学校新学習指導要領への対応、英語学習についてお答えいたします。

小学校の外国語学習については、現行の学習指導要領において、これは平成23年からの全面実施でありますけれども、「聞く」、「話す」を中心として、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませることなどを目的とした外国語活動が、5年生及び6年生で実施されております。

平成32年度から全面実施となる新学習指導要領では、3年生及び4年生でこの外国語活動が実施され、5年生及び6年生では、「聞く」、「話す」に加え、「読む」、「書く」の育成も含め、実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身につけることなどを目的とした教科として実施されます。

現在は、外国語活動として学級担任が中心となって授業を進め、英語の歌やあいさつ、ゲームなどについて取り組んできております。また、英語の正しい発音や外国の文化に触れさせるため、外国語活動支援員の配置やALTを各校に派遣しております。子どもたちは、英語を使って積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度が育まれてきているものと認識しております。

次に、プログラミング学習についてお答えいたします。

今日、コンピューター等の情報技術は急激な進展を遂げ、情報機器の使いやすさの向上も相まって、子どもたちが情報を活用したり発信したりする機会が増大していることから、子どもたちが情報を主体的にとらえながら活用していく情報活用能力の育成が極めて重要であると認識しております。

小学校におけるプログラミング学習が目指すところは、1つとして、子どもたちが身近な生活でコンピューターが活用されていることや、問題の解決には必要な手順があることに気づくこと、2つとして、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要なことを論理的に考える力を身につけること、3つとして、コンピューターの働きを自分の生活に生かそうとする態度を身につけることであります。

平成32年度の新学習指導要領の全面実施を見据え、平川市教育委員会としては、小学校段階における具体的な教材や指導方法を始め、小・中学校段階を通じた効果的な実施のあり方等について、国の動向や研究先進校におけるプログラミング教育の取り組み等を注視し、教員研修に生かしながら、子どもたちの情報活用能力育成に資するよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。

プログラミング学習については再質問しませんので、先に述べさせていただきました。まだ不透明な点も多いということで、先進校や国の動向を注

視していただいて、子どもたちの学習に支障なく実施・指導できるようにお願いいたします。

では、①の英語学習について再質問いたします。

ただいまお示ししていただいたように、外国語活動前倒しとなる小学校3、4年生については年間35時間、英語教科化となる小学校5、6年生については年間70時間の学習時間の導入が示されております。このように外国語学習について、全面実施される新学習指導要領に対し、円滑に移行するために来年度から移行期間が設けられておりますが、本市としましては、英語教科化に向けてどのように取り組むのかお知らせください。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

英語教科化に向けてどのように取り組んでいるかについてお答えいたします。

来年度の移行実施に当たって、新たに外国語科・英語の内容も加わることになっていることから、今年度中に文部科学省からデジタル教材や学習指導案等が提示されることになっております。

平川市教育委員会といたしましても、文部科学省の情報や先進校の取り組み事例を市内各小学校に情報提供するとともに、自校の実態に応じて円滑に移行できるよう、平川市外国語活動研究指定校の研究成果を各学校のカリキュラム編成に活用させたいと考えております。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。

小学校教員の英語免許の取得率はおおむね5%前後と言われております。英語教科化に向けて、文科省は来年度から小学校教員を目指す学生に対し、英語を含む外国語科目の履修を教職課程で義務付ける省令改正案を先般公表したところです。先生個々に英語力はあっても、教科化され通信簿に評価をつけるとなると、指導するに当たり事情は違ってくると思います。ある業界新聞では、「英語が苦手な教員でも授業運営ができる教材の開発」、「ALTの増員」、「教員の研修制度の充実」が英語教科化に対する現場の声として紹介されておりました。

新学習指導要領が示された以上、未来ある子どもたちに指導格差が生じてはなりません。そのために、教員の指導力向上やALT等の外部人材の活用・増員について、どのように取り組んでいくのかお知らせください。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

教員の指導力向上やALT等の外部人材の活用についてお答えをいたします。

教員の外国語の指導力の向上につきましては、3月の新学習指導要領の告示を踏まえ、今年度8月に外国語科の授業づくりの具体化を目指して研修講座を開催したところでございます。平川市では、現行の学習指導要領に示されている外国語活動について、平成21年度から平川市外国語活動研究協議会を立ち上げ、外国語活動の授業づくりの研究に取り組んでまいりました。今後は外国語活動のほか、外国語科も研究対象に加え、平川市の

教員の英語力向上につながる研修講座を開催したいと考えております。

外国語活動支援員の活用につきましては、英会話のデモンストレーションを見せたり、外国語に不慣れな子どもたちと一緒に英語を話したりしており、成果を上げてきております。引き続き、外国語活動研究協議会での研修を通して、支援員の資質向上を図ってまいります。また、ALTにつきましては、新たに長期休業中にALTを活用した教員研修会や児童の学習会へ派遣するなど、ALTの一層の活用を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長

1番、工藤議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

英語教科化に向けて先生たちの研究や研修を精力的に実施されていくことでありました。そしてまた、英語の支援員やALTの活用についても、より一層推進していくとのことでありました。

これで、多分ALTとか支援員の方、人員的には、何て言うか、新学習指導要領に対応できる人員としては、増員とかそういったことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長

教育長。

○教育長

(柴田正人)

現在のところ、現有勢力で英語力向上に努めてまいりたいというふうにして考えております。

○議長

1番、工藤議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

人数が増えれば必ずしもいいというわけではございませんので、現状の人員で大丈夫であれば、適正でよければ、それについてはこれ以上掘り下げるつもりはありません。

いずれにしても、さまざまな教育改革がなされていていっていますので、教育委員会さん始め学校の現場の先生方、大変だと思いますけれども、子どもたちのためにこれからも汗していただきたいと思っております。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

1番、工藤貴弘議員の一般質問は終了いたしました。

11時まで休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第7席、4番、長内秀樹議員の一般質問を行います。

長内秀樹議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

長内秀樹議員、質問席へ移動願います。

(長内秀樹議員、質問席へ移動)

○議長

長内秀樹議員の一般質問を許可します。

○4番

(長内秀樹議員)

本日この議場にいる皆さん、そしてインターネットのユーチューブでご覧の皆さん、改めておはようございます。議長より一般質問の許可をいた

いただきました、第7席、議席番号4番、誠心会の長内秀樹です。

議員となり、真摯に真っすぐな心で、市民目線でこれからも質問をさせていただきます。

それでは、市民の幸せと市勢の限りなき発展を願い、通告にしたがいまして一問一答方式で順次質問をさせていただきます。

最初に1.リンゴ黒星病についての①蔓延防止対策についてであります。

リンゴ黒星病はもともと我が国での発生はない、外国から侵入した病気です。昨年12月10日、生涯学習センターで、本市と弘前大学農学生命科学部とで実施した公開講座、リンゴ公開講座です。議員の皆さんも御参加した人もいるかと思えます。その中で、黒星病はいまから200年前、1819年にスウェーデンで初めて確認された病気だということで、世界中のリンゴ産地でいま広く発生しております。本県では昭和44年に初発、過去には昭和47、50年、最近では平成27年、28年と広範囲で発生が拡大していると、この講座の中で先生であられました弘前大学の農学博士佐野輝男氏は述べてございます。

リンゴ黒星病は、そもそも我が国では発生はなかった。今年横浜港などで話題となりましたヒアリがあります。東奥日報にもヒアリについて弘前出身の農学博士がいろいろ書いてございます。そして心配されるのが、そのヒアリがやがてリンゴ園に入った場合どうなるのかと、最後結んでいました。

このリンゴ黒星病について、本市として今年の発生状況、被害状況をどのように把握、認識しているのか。また、今後の蔓延を防止するために、薬剤費等の支援などをするべきと私は考えますが、市の見解をお伺いします。

次に、②リンゴ放任園での対策についてであります。

最初に、平川市におけるリンゴ放任園の発生状況と放任園における黒星病の被害状況はどの程度か。また、放任樹の処理対策として、県単の果樹放任園発生防止等対策事業がありますが、予算も少なく交付決定まで時間がかかるなど使いづらい面もあることから、近隣の板柳町のように単独で放任樹処理対策事業を創設し、放任園対策に対応すべきと私は考えますが、市の見解をお聞かせください。

以上、リンゴ黒星病について明解なる答弁を求めるものです。

市長、答弁願います。

真っすぐな心で議会活動に取り組んでいる長内議員の黒星病についての御質問にお答えをいたします。

まず、蔓延防止対策についてであります。

7月21日発表の県りんご果樹課の報道機関への提供資料によりますと、ふじ、ジョナゴールド、つがる、王林、トキの5品種において、平成29年度の黒星病の発生率は0.3%から1.7%となっており、平成28年度が1.0%から3.1%であったことから、昨年と比べ3分の1から半分程度の発生率とな

○議長

○市長

(長尾忠行)

っております。また、黒星病の発生はあるものの、被害果を取り除いても標準着果量は確保されているため、平年並みの生産量は確保できる見込みとなっております。これは、りんご協会やJA等による黒星病対策の指導と各農家による防除の徹底など自助努力により減少したものと考えております。

このような現状を踏まえ、議員御指摘の黒星病に対する薬剤費助成につきましては、現在のところ、助成を考えておりません。

次に、リンゴ放任園での対策についてであります。

放任園が発生したときは、耕作者に対し適正に管理するよう文書勧告をしていますが、それでもそのまま放置されている園地は、碓ヶ関地区で2か所、尾上地区で1か所あります。いずれの園地も管理されなくなってから3年程度経過しており、黒星病に限らず腐乱病などの病気が発生し、リンゴ樹は壊滅的な状況となっております。当市としましては、これら放任園の所有者に対し伐採処理のお願いを幾度となく行っておりますが、伐採の承諾が得られない状況となっております。

周辺園地への影響も考慮しますと、所有者から伐採の承諾が得られた際、県の放任樹処理対策事業を活用し、スピード感をもった対応をすべきと考えております。しかしながら、議員御指摘のとおり、県事業は事務手続きに時間を要する場合もあることから、このような事態において緊急的に対応するため、市単独での伐採処理事業について今後検討してまいりたいと考えております。

○議長

4番、長内議員。

○4番

お答えありがとうございます。

(長内秀樹議員)

いまお話の中で、お答えの中で、緊急防除に対する農家支援はできないというお答えでございました。

実は私、この質問をするに当たりまして、県内でこの緊急防除を今年実施しているところがございます、近隣で。板柳町さん、田舎館村さんでございます。先般、両担当者のところに出向きまして、担当者からお話を聞いてきました。どういう経過でこういうものができて、どうなっているのか、現状どうかということです。ちなみに、板柳町さんは10アール当たり560円支援しているそうです。今年総額で769万4,400円予算を持ちまして、現在65.84%、8月4日現在支援がなされたということで、非常に農家の方は喜んでいました。一方、田舎館村さんです。田舎館村さんは10アール当たり650円の支援をするということでありました。

今回、我が平川市においては、ちょっといま考えていないと。また、言いますとまち懇での農家からの要望もあったようです。まち懇の報告を見てみますと、ネットで見ても、そういうようなお答えも出てました。非常に難しい面もあると思います、予算の関係上。

ならば、1つ提案がございます。県に対して、この2年続きで発生が見られました。確かに今年は発生が少ないわけですが、この2年続き

で発生が出た原因の検証を、また、国に対しましては、黒星病に有効な薬剤の開発、試験研究の強化策、こういうものを市として県並びに国に要請するのも1つの行政としてのお仕事かと思うわけですが、その辺についてどういうお考えなのか伺いたしたいと思います。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

リンゴを基幹産業とする当市にあって、この黒星病というのは非常に大きな病害であるというふうに認識はいたしております。ただ、議員御指摘のように、板柳町と田舎館村で薬剤費の助成をしているようでございますけれど、この助成をしたことによって黒星病がなくなるというわけではありません。確かに被害を受けた農家の方は、10アール当たり板柳でいくと560円、また、田舎館でいくと650円ですか、これらを薬剤費の助成をもらうことによって経費が削減されるという面はあると思いますが、このことによって黒星病がなくなるのであれば私は支援をしていきたいというふうに思いますが、そういう、これは全県的に、ある意味では全国的にこの黒星病が日本の中にあるわけで、これらを撲滅するためには、地域だけで取り組んでもこの撲滅は可能ではないと考えております。ですから、薬剤費のその一部にだけ助成することによって、果たしてどれほどの効果があるのかというのをやっぱり考えざるを得ません。

ただ、議員御指摘の蔓延防止対策として試験研究機関、強化策、また、有効な薬剤の開発、これらを国のほうに求めていくことは非常に重要なことだと考えておりますので、今後、県への重点要望の際にも、この2年続いた黒星病の多発と言いますか、そういう原因はどこにあるのか、原因究明と、また、新たな防除薬剤に対する抵抗性のある菌も見られるというふうな報道もありますので、それらのことも踏まえ、新たな薬剤の研究等につきましても、国のほうに要望をしまいたいというふうに考えております。

○議長

4番、長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

ありがとうございました。

私、なぜこう黒星病について一生懸命こうやって伺うかというお話ですが、いままで、一昨年まではリンゴ黒星病に対しては治療剤というものがあったんです。一たん病気にかかったものを治療する薬剤があったんです。E B I 混合剤と言います。それが耐性菌の関係で使えなくなったんです。ですから、これからは予防剤を散布していくんです。そうしますと薬剤散布の間隔が15日間隔のが10日になりました。農家としては年間の薬剤散布回数が増えたわけです。それでなおかつ、病気が発生すればだめだということで予防剤をかけるわけです。共防でもかけます。

そこで、私が心配しているのは、この黒星病というのは、先ほど冒頭お話申し上げましたように未進入の病害虫なんです。本来であれば国が、日本の国内に入らないように国が防除しなくちゃいけないんです。

併せまして、青森県には黒星病蔓延防止条例というのがございます。昭

和44年にできました。罰則規定もあります。黒星病の被害を受けた果実等の移動禁止です。6か月以下の懲役または2万円以下の罰金ですか、そういう条例もあるんですけども、なかなかこれもできないような状況です。

非常にそういう中で、じゃあ市民の農家の方がこれから薬剤散布を、いまなくなるわけですけども、なくなって終わるわけですけども、こういう中で、農家の方にいまの現状をお知らせして、じゃあこれから、今後はこうなるんだよというように指導、姿勢を示すのも市の役目だと思うんです。

再質問になりますけれども、市長、いま薬剤散布が終わりました。黒星病の被害果も見えております。こういう中で、市民に、農家に対しまして、市として行政として、こういうものの状況からかんがみて、何かこう姿勢を示すべきかと考えるわけですけども、何かそういうような形で、例えば農家の方にそういうことをやるということを考えているものですか。

市長。

当初黒星病が発生したときも私は覚えておりますが、ちょうど学校を卒業して数年たったころ、初めて黒星病というものを目にいたしました。

当時はそんなに多くはありませんでしたので、見たら葉っぱをすぐ摘み取って焼却または埋めるというふうなことが主体的でありましたが、そのうち黒星病が全県的に広がってまいりまして、いまその被害を、リンゴがなっているときに摘み取ることによるというのはリンゴの生育にも大きな影響がありますし、なかなかできない状況ではないかなというふうに思っております。

ただ、落葉期に、この葉っぱが落ちた後、耕種的防除と言いますか、すき込むことによって、その菌の密度を少しでも下げることが可能であると思えます。ただ、これも雪が降りますので、天候次第でなかなかうまくいかないこともあろうかと思えますが、そういう努力を農家の皆さんがしていただくことによって、少しでも園地の黒星病の菌の密度を下げることであれば、来春のこの発生の密度って言いますか、率と言いますか、これは天候にも左右されますけれど、抑えることが可能ではないかなというふうには思っておりますので、その点に関しましては、市の広報等を通して農家の皆さんにお願いをしたいと思います。

これは、市で主体的にすき込みとかできるわけではありませんで、リンゴ農家の皆さんの御協力をいただかなければなりません、そういう方法で密度を下げるのがまず大事でありますので、その方法か、春先葉っぱを刈ってはほうきで集めて焼却していました。いまはモニリア病が大変発生したころはそういうふうな方法もとっておりましたが、いま畑で焼却というのはなかなか難しいかもしれませんが、その葉っぱを穴を掘って埋めることによってまた防ぐこともできる。そういうふうなことも指導としてはと言いますか、お願いとしては農家の皆さんにお願いすることによって、園地内の黒星病の密度は下げることが可能であろうというふうには思

○議長

○市長

(長尾忠行)

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

っております。

4番、長内議員。

はい、ありがとうございます。ぜひとも平川市においてリンゴ産業、産出額95億と、まず100億近い金額になってございます。リンゴ農家のために御努力をお願いしたいと思います。

先般、りんご研究所でリンゴ参観デーが行われました。その際、私も出席しまして、改めてこの黒星病について担当の研究員にお伺いしました。黒星病の菌というのは何メートル飛ぶんですかと聞きました。結論、わからないんです。でも、その場によっては2キロほど飛ぶそうです。こういうお答えをいただきました。

②のところでは放任園の問題が出てきます。放任園の今年の黒星病の発生状況を見てみますと、非常に大変な状況です。私も今朝、放任園のなところを今朝ちょっと、朝見てきました。葉っぱはまだついていますが、本当に黒星です。黒く星が出ているような感じです。リンゴもほとんど被害果です。

黒星病の生態からいきますと、秋にこれからもう一度二次感染が始まります。感染されるところは新しい葉っぱです。そして、それがまた越冬して翌年、先ほど市長が答弁なさったように、また順次拡大していくわけです。

こういう中で、その放任園が特に市内にあった場合は、それなりに幾らか何かあるわけですが、一番問題になっているのが、所有者が市外の方。また、市外の方が市内に園地を持っている。こういう非常にややこしい場面が最近多くなっております。こういう中で、ここのところはやはり県の方だと思っておりますよ。県にこの分をやはり強い声をお願いをして、県としてどうなんだと。市町村に任せないでその辺は、条例もあるんだからやってほしいと、やるべきだと、こういうふうにお話を進めていくべきだと思っておりますが、市長、どうですか。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

長内議員御指摘の、放任園の所有者が平川市以外の居住者である場合においては、できる限り伐採に協力していただくよう、放任園の所有者に対してお願いしてまいります。どうしても伐採にに応じていただけない場合は、所有者の市町村と連携を図りながら、県に対し「青森県りんご黒星病及びりんごふらん病まん延防止条例」の発動を要請してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

4番、長内議員。

ありがとうございます。その一言で明るくなりました。ぜひとも本当に、これについては私も前職のときから手を付けていましたけれども、なかなかいきません。本当にいまこそ一歩扉が開いた感じがします。

次に、2番、介護保険地域支援事業の任意事業の①平川市認知症高齢者徘徊見守りカード交付事業についてであります。

1994年、いまから23年前、国際アルツハイマー病協会は世界保健機構（WHO）と共同で、毎年9月21日を世界アルツハイマーデーと制定し、9月をアルツハイマー病の啓蒙に努めております。

また、我が国では「公益社団法人認知症の人と家族の会」という全国組織があり、47都道府県に支部があります。認知症があっても安心して暮らせる社会を目指して活動しています。最近ようやく、この認知症やアルツハイマー病が社会で認められるようになりました。今回あえて、このアルツハイマー月間である9月に認知症の理解を深めるために、今回、質問をさせていただきます。

最初に、本市における認知症高齢者数、また、平川市人口ビジョンの人口推計から予測した将来の予測数についてと、現在実施している認知症高齢者徘徊見守りカード交付事業の実績、事業効果、これについてお伺いします。

次に、②高齢者認知症対策に係る「GPS端末」の導入についてであります。

もうGPSは、皆さんも御存じのとおり、自動車に乗りますとGPS機能が付いたカーナビが、携帯電話、スマートフォンではもう当たり前のGPSでございます。

若干調べました、GPS。私もわからなくて。そうしましたら、アメリカ合衆国が軍用に打ち上げた30個の衛星、そのうち、たまたまその地球上の私のちょうど上にあるその数個の衛星、これを使って瞬時に位置がわかるんだそうですね。それが商業的になってから、今回こういうだれでもがすぐに位置情報ができるというようになったわけですね。

今回、この位置情報がわかるという機器を使うと、特に高齢者の徘徊、非常に有効な機器と私は考えます。

そこでお伺いします。同機器などを利用した認知症対策事業を、本市としては検討したのかどうか。以上、2項目についてお伺いしたいと思います。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

長内議員の介護保険地域支援事業の任意事業について、2点についてお答えをいたします。

（長尾忠行）

まず、平川市認知症高齢者徘徊見守りカード交付事業についてであります。

当市の認知症高齢者数については、平成28年度中に要介護、要支援の新規認定及び更新認定を受けた方のうち、認知症の症状があるとされた方は1,115人となっております。

今後の認知症高齢者数の推計といたしましては、「まち・ひと・しごと平川市人口ビジョン」の人口推計に、厚生労働省作成資料における認知症高齢者の推計割合を乗じて試算いたしますと、平成37年には2,126人と推計されます。

次に、平川市認知症高齢者徘徊見守りカード交付事業の実績と効果についてお答えをいたします。

この事業は、登録した認知症により徘徊または徘徊するおそれのある高齢者の擁護者に対し、見守り対象であることを表示する認知症高齢者徘徊見守りカード、衣服に縫いつけるシール、靴に貼る反射シールを交付し、高齢者が所在不明となった場合に速やかな保護を図るものであります。

黒石警察署立ち合いのもと、黒石市、大鰐町、田舎館村と協定による広域連携により平成26年度から実施しており、平成29年8月25日現在の登録者数は15人、実際に徘徊者の保護につながった案件は2件となっております。地域のなかで認知症高齢者の見守り体制が構築されていく効果があるものと考えております。

次に、2点目の高齢者認知症対策に係る「GPS端末」の導入についてであります。

この事業は、事前に申し込みをいただきました徘徊または徘徊のおそれのある在宅の高齢者の擁護者にGPS内蔵端末を貸し出しし、当該高齢者に常時携帯していただくことにより、所在不明となった際、家族等のパソコン、スマートフォン、携帯電話などから現在の位置情報を取得し、速やかな保護を図ることを目的としています。県内市町村においても事業を開始しているところもあることから、当市におきましても実施の方向で検討しております。以上です。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

4番、長内議員。

非常に最後のほうのGPSの事業、やっていきたいということでお答えをいただきました。ありがとうございます。

このGPSの事業ですけれども、実は私もこれ調べまして、藤崎町さんでやってみました。そこで、藤崎町の担当課にお伺いしまして聞いてきました。そうしましたら、非常に経費のほうもかかってないんですね。うまいやり方していました。介護保険法第115条45項第3項の事業というのがございます。この事業使いますと、まず、ほとんどただです。ほとんどただです。本市におかれましても、前向きに検討ということですので、ぜひともこういう事業を利活用しまして行っていただければと思います。

ちょっとお伺いします。先ほど黒石警察署管内で2件の事案があり、2件がわかったと言いましたけれども、私も平川市の見回りカード公布、こういうふうダウンロードしました。この平川市のマークがあって、そしてハトですか、これ。親バトだんだか、小バトだんだか、この形ですよ、ね、ごに。こういうシールを実際、どごに貼らせたんですか。まずは、具体的に。

○議長
○健康福祉部長
(小林留美子)

健康福祉部長。

当市において、その登録事業にかかわっている方、登録して下さっている方15人ございます。その御家族の方をお願いをいたしまして、一番わかりやすいところ、その方が一番こう違和感なくつけていれるところとい

うことで、胸が多いと思いますが、人によっては腕であったりとか、そういうふうな、個々人に応じた形で対応していただいていると考えております。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

4番、長内議員。

そうしますと、いま先ほど市長から、来年度以降、前向きに検討していきたいということで、GPSのほう。となりますと、このいままでの見守りカード交付事業と並行して実施していきたいというお考えなのか、それともこのカード事業はもう大概いいんでねがというふうに考えているものなんですか。どちらなんですか。

○議長
○健康福祉部長
(小林留美子)

健康福祉部長。

当市といたしましては、多くの目で、多くのやり方で、そういう高齢者の方を見守ってまいりたいと考えてございますので、事業を並行して進めていきたいと考えてございます。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

4番、長内議員。

昨日の一般質問で、我が同志であります富士 稔議員の質問の認知症部分の答弁ございました。私も席、前ですので、一生懸命聞いてました。そうしましたら、その中で市長からこういう答えが出てきたわけです。認知症について、厚労省発表の65歳以上の認知症は現在7人に1人、平成37年には5人に1人。本市の認知症はそれより早く進んでいることから、認知症にかかわる集中支援チーム事業ございます。これのものなどを考えると、本市は認知症になる人のピークが平成33年から35年というふうにお答えになりました。

素直にお伺いします。33年のとき、本市は何人に1人が認知症になるんですか。

○議長
○健康福祉部長
(小林留美子)

健康福祉部長。

国で示しております新オレンジプランによりますと、議員いま御指摘のとおり、平成37年で20%。高齢者のうちの20%が認知症の疑いのある高齢者ということでございます。

私、現在ですね、平成33年、35年度の当市の人口推移における65歳以上の人数のデータを持ってございませんので、すぐにお答えすることはできかねます。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

4番、長内議員。

わかりました。ちょっと掘りすぎました。

ひとつ認知症についてですけれども、昨日の説明で、市長からの説明ありまして、実は一生懸命聞いてだんですけども、聞き逃しちゃいけないということで、実は昨晚、ネットで一生懸命読みました、そこ。そごのところ。一生懸命見ました、実は。一生懸命読んできたんです。それで、いろいろこうお話をつくってきたんですけども、もう来年からやるということでしたので、その一言あればまた話終わりたいと思います。次に、まだ2つぐらいありますので。

次に、平川市陸上競技場オープン記念事業の検証の①トップアスリートによるジュニア陸上教室の総括と今後についてであります。

7月23日、平川市陸上競技場のオープン記念イベントとして、世界陸上選手権大会男子400メートルハードル銅メダリストの為末 大選手らを講師に迎えてのジュニア陸上教室が開催されました。当日はあいにくの雨で、ひらかドームでゲーム感覚と遊びの要素を取り入れたレッスンが開催されました。参加した私も楽しみながら学びました。非常に勉強になりました。

そこでお伺いします。ジュニア陸上教室を開催して、その内容についての総括を教育長に、また、来年度以降、このような陸上教室を続けていくのかどうかを市長にお伺いします。

次に、②平成29年度夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会の総括についてであります。

いろんな場面で、市長からも参加人員などいろいろお声が聞こえてございます。先の質問同様、今回の夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会を開催してみてもの総括を教育長にお伺いしたいと思います。

以上、オープン記念事業の検証について、2点伺うものでございます。

市長、答弁願います。

○議長

○市長

(長尾忠行)

平川市陸上競技場オープン記念事業の検証について、私からはトップアスリートによるジュニア陸上教室の今後についてお答えをいたします。

この総括については、議員御指摘のとおり、この後教育長から答弁させますが、来年度以降も続けていくのかについてお答えをいたしたいと思います。

当日は私も参加いたしました。子どもたちの目の輝き、楽しい雰囲気。教室に臨んでおり、成功裡に終了できたというふうに感じております。

今回の教室は、トップアスリート為末 大氏と実業団で活躍している現役陸上選手が直接子どもたちを指導することから非常に関心が高く、募集直後に募集人数に達したと聞いております。また、為末氏や現役陸上選手の専門的で丁寧な指導は、子どもたちに多くの夢と感動を与え、本市のスポーツ振興を図るうえで大きな力になったものと考えております。

来年度以降も、今回のような陸上教室を続けるかについてですが、先日開催いたしました子ども議会において、「来年もぜひ人が集まるイベントを開催してほしい。」との意見がありました。このように、子どもたちの関心も大変高いことから、今後も陸上教室を始め、トップアスリートによる各種教室の開催を考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

○教育長

(柴田正人)

教育長、答弁願います。

長内秀樹議員の御質問、トップアスリートによるジュニア陸上教室の総括についてお答えいたします。

今回の陸上教室は、7月23日に平川市陸上競技場オープン記念事業の一環として開催したものであります。当日はあいにくの天候でしたが、市内

小・中学生193名の参加がありました。

議員の皆様方にもご覧いただきましたが、トップアスリート為末 大氏から直接指導をしていただけることから、参加した子どもたちはもちろん、保護者の皆さんも大変喜んでおりました。

為末氏からの指導・アドバイスを受けながら、走る・跳ぶの基本動作を学び、子どもたちが貴重な時間を過ごしたことは、いままで以上に陸上競技に対する興味や関心を高めるとともに、新しい全天候型陸上競技場に親しみを感じたものと思います。

今後とも、新たに整備した陸上競技場を多くの方々に活用していただき、「スポーツで元気な平川市」を目指すとともに、平川市のスポーツ振興を一層図ってまいりたいと考えております。

次に、夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会の総括についてお答えいたします。

8月14日に開催しましたラジオ体操につきましても、平川市陸上競技場オープン記念事業の一環として行ったものであります。

当日は、講師の多胡 肇先生のユーモアに富んだ指導により、参加者全員あふれる笑顔でさわやかな汗を流すとともに、多くの市民の方々が朝のあいさつを交わし、交流を深めるなど、充実した生活を送るうえでスポーツ・運動の果たす役割の大切さを実感できたものと思います。

また、多胡先生からは、今年の夏一番の参加者であり、運営もすばらしかったとのお褒めの言葉をいただきました。

この夏一番の2,505名の参加があったことは、市民、市内企業、関係者、そして行政との一体感が醸成されたものであり、次の10年を目指し将来像として掲げた「あふれる笑顔 ぐらし輝く 平川市」の実現に向け、大きな一歩を踏み出すことができたものと思います。

今回を契機に、教育委員会としましては、各団体等に対しましてスポーツイベントにラジオ体操を取り入れることを働きかけ、健康づくりを始め、市民のだれもがスポーツ・運動に親しむことができる環境づくりに一層努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

4番、長内議員。

いまお話を伺いまして、市長からの子どもたちの子ども議会のお話も伺って、本当にそうだと思います。微力ですけれども私も一生懸命前向きにやっていきたいなと思います。

教育長にちょっとお伺いします。いまのこの総括の中で、よく市ではPDCAサイクルでのお話をしています。先般、予算の際にも言いました。計画して実行して、そして評価して改善するというサイクルですね。今回、いま教育長のお話をお伺いしますと、評価はあったんですけれども改善は、何か悪かったとごなかったんですか。皆いいしたんですか。

教育長。

この事業を実施したことを踏まえまして、平川市民の方々のスポーツ・

○議長

○4番

(長内秀樹議員)

○議長

○教育長

(柴田正人)

運動に対する機運が大変高まったことと思います。この機運を継続しまして、次のイベント等に反映してまいりたいというふうにして思います。以上でございます。

○議長

4番、長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

わかりました。先ほど多胡 肇先生のラジオ体操のところで、スポーツのときのイベントにラジオ体操を取り入れるというお話が出てきましたけれども、実はラジオ体操、今年が平川市、昨年鶴田町ですね。一昨年が西目屋村、その前が平内町。毎年ずっと続いています、青森県。私も調べてみましたら、今年8月14日平川市、昨年は8月10日鶴田町1,400人、その前が8月11日西目屋村、平成26年は8月9日平内町。そして、そのラジオ体操やった後、先ほどスポーツイベントでラジオ体操やるということで、いろいろ私も調べたんです。横浜市、じゃないや横須賀市、皆さんも聞いてるかと思います。横須賀市ではラジオ体操のこれをやった後、7時55分と12時55分にラジオ体操流してるんだそうです、あえて。いろいろかんかんがくがくあったみたいです。ラジオ体操流すことによって、いいことか悪いことか話し合いしたそうです。議会の中もちょっとのぞかせていただきました。非常にすごかったです、ラジオ体操ひとつで。でも結論は、横須賀市ではFMブルー湘南というのがミニFMがございますけれども、それを利用して7時55分と12時55分にラジオ体操を流して、みんなでラジオ体操で健康を、というふうにとまったそうでございます。時間もなくなりましたので終わります。

最後になりますけれども、新庁舎建設についてでございます。①の新庁舎建設業務の進捗状況についてです。

先般、8月5日のプレゼン・ヒアリングされまして、9日にその結果がプロポーザルということで発表されてございます。このプロポーザルでの設計業者と選定後の業務の進捗状況について、それから2つ目に新庁舎建設委員会とプロポーザルに係る選定業者の関係。この関係について御質問をさせていただきます。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

新庁舎建設についての御質問2点についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず、新庁舎建設業務の進捗状況についてであります。最初に旧平川診療所の解体工事の進捗についてお答えをいたします。6月15日の本契約後、7月上旬より足場設置等の準備工、7月中旬から増築病棟、管理棟及び旧病棟の備品搬出や内部撤去を進め、現在、増築病棟の外壁アスベスト除去作業を進めているところであります。また、10月上旬ごろからは、アスベスト除去を終えた増築病棟より順に大型圧砕機を使用し解体作業を進め、おおむね年内での解体終了を予定しております。

次に、設計業者選定後における新本庁舎建設設計業務にかかわる進捗状況であります。現在は最優秀者であるナスカ一級建築士事務所及びその構成員と契約に向け、その仕様を協議しているところであります。基本的

なスケジュールといたしましては、9月中に契約を締結し、来年3月まで基本設計、平成30年度には実施設計、平成31年度には工事に着手する計画としております。

次に、新庁舎建設委員会とプロポーザルにかかわる選定業者との関係についてであります。

市民有識者による本庁舎建設委員会の声をどのように設計へ取り入れていくのかについてでございますが、本庁舎建設委員会は平成27年7月に14名の市民等を委嘱し、これまで6回開催しております。特に、昨年度までは今年3月に策定した新本庁舎建設基本計画について、基本方針、建設場所、建設規模等に意見をいただいたところであります。委員の任期は、基本設計を終える予定の来年3月までとしております。最優秀者と契約した後においても委員会を開催し、基本設計案に意見をちょうだいし、市民の声を反映させるものであります。

また、最優秀者の提案では、市民の意見を取り入れるためのワークショップを開催することとしております。開催の際には、本庁舎建設委員会の委員にも参加していただく予定であります。そのほかに、基本設計案についてパブリックコメントを実施し、広く市民からの御意見をいただくこととしております。以上であります。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

4番、長内議員。

時間もないので、急いでいろいろ質問させていただきたいと思います。いまのお答えの中で9月中に契約となっていますけれども、具体的にはいつごろを予定しているんですか。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

実は、これまで本日の14日も含めて3回ほど打ち合わせを行っております。今月中には契約する運びとして予定しております。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

4番、長内議員。

もう一つ聞きます。先ほどの中で、その契約の中にワークショップの話は入るんですか。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

はい、お答えいたします。今回の提案ではワークショップを開催することも提案の中に含まれておりまして、いまその仕様を詰めている最中でございます。その経費も契約の中に含めて考えてございます。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

4番、長内議員。

先ほどいま市長のお話の中で、いまの本庁舎建設委員会の任期が3月31日までと。6回開催したというようなことでした。議員ともいろいろ検討してきたわけです。そういう中で、今年3月に本庁舎建設基本計画できました。私も見させていただきました。一生懸命勉強させていただきました。5分しかなくなりましたので、ざっくばらんに聞きます。本庁舎基本計画案をつくった際に、パブリックコメントを求めたんですか。

○議長

総務部長。

○総務部長
(齋藤久世志)

率直にお答えいたしますが、時間がございましたので、求めることはいたしませんでした。

○議長

4番、長内議員。

○4番
(長内秀樹議員)

平川市パブリックコメント実施要領というのがあります。平成25年5月20日、平川市訓令第2号でございます。目的、市民と行政の共同のまちづくりの実現のために取り組むことを目的に、策定過程における公正性、透明性の向上を図るためにやるんです。そして、対象となるものは何かということで、いろいろ書かれてございます。いろいろ調べてみますと、この基本計画をつくった際に、市民に対するパブリックコメントを求めなかったというのはいささかだと思わんですけれども、市長、どう思いますか。

○議長

市長。

○市長
(長尾忠行)

議員御指摘のとおり、この基本計画に対してパブリックコメントを求めなかったというのは私どもの手落ちであったというふうに思いますので、お詫びを申し上げたいと思います。と申しますのも、この基本計画をつくるまでの過程の間にかかなり長い時間がございました。議会のほうの委員会がかかなり長くかかったこともありますし、そういうこともありまして、なかなか着手できないということです。また、最後、平成32年まで建設を終えたいという中であれば、早めにこの基本設計の、いわゆる業者プロポーザルによる業者の選定のほうに入っていかなければならないということもございまして、申しわけなく思いますけれど、今回のこの基本計画に関しては、パブリックコメントを取ることができなかったということでございます。お詫びを申し上げたいと思います。

○議長

4番、長内議員。

○4番
(長内秀樹議員)

私は、何て言うんですかね、せっかくみんなの知恵を出して新しい庁舎つくっていききたいんです。取りこぼしもしたくないんですよ。そのためにも、ぜひとも理事者側の皆さん、職員の皆さん、ひとつ庁舎建設に対しては、いろんな場面で市民も見てるんです。その辺を肝に銘じて業務を遂行していただければと思います。

やはりパブリックコメントというのは必要です。来る、来ないんじゃないんです。必要なんです。そういう仕組みなんです。ぜひとも緊張感を持った業務の遂行をお願い申し上げます。

私も冒頭お話申し上げましたとおり、今回このことについては悩みました。それでもやはり冒頭お話したとおり、真っすぐな心でというのはここです。やっていきたいなと思っていました。以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

4番、長内秀樹議員の一般質問は終了いたしました。

昼食等のため、13時まで休憩いたします。

午前12時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第8席、17番、齋藤律子議員の一般質問を行います。

齋藤律子議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

齋藤律子議員、質問席へ移動願います。

(齋藤律子議員、質問席へ移動)

○議長

齋藤律子議員の一般質問を許可します。

○17番

(齋藤律子議員)

一般質問2日目、8席、17番、日本共産党の齋藤律子です。議長より質問の許可を得ましたので、通告に沿って一般質問を行います。

まず、最初の質問は、第7期介護保険事業計画についてお尋ねをします。

2018年度は介護報酬・診療報酬の同時改訂のほか、地域医療構想（医療計画）を始めとする医療・介護計画、国保財政運営の県一元化、改正介護保険法などが一斉にスタートする年です。

今年の5月26日参議院本会議において、改正介護保険法、略してこのように呼んでいますが、地域包括ケアシステムの強化のため介護保険等の一部を改正する法律が可決、成立しました。今回の改正は、介護保険法を含む31本の法改正を1本に束ねた一括法として提案され、具体的な内容の多くを法律改正ではなく、政省令にゆだねるものとなっています。

今回の見直しは、社会保障・税一体改革の徹底を図るために打ち出された経済・財政一体改革に基づいて具体化されたものとなっていることが特徴です。

介護保険法が1997年12月に制定され、20年を経過した節目の年でもありますが、介護保険制度は早いもので、2018年度から第7期を迎えることとなります。

今回、国は介護保険制度の持続可能性の確保、また、地域包括ケアシステムの深化・推進という2つの柱を打ち出し、3つの改正を政策の目的として定めています。1つ目は給付と負担の見直し、2つ目は医療・介護一体改革、3つ目として福祉のあり方を見直しを掲げています。

昨年7月、政府が打ち出した「我が事・丸ごと地域共生社会」構想が、これまでの高齢者のみを対象としている現在の地域包括ケアを障害者や子どもを含めた全世代に対応した地域包括ケアに転換していく中身になっていることも見逃せません。このことを考えますと、「医療・介護一体改革」から「医療・介護・福祉の一体改革」へ転換を図っていく考えのようです。

介護保険制度は発足当初から改変を繰り返し、保険制度でありながら認定を受けないと介護が受けられない、「保険料取られて介護なし」と言われ続けてまいりました。

第7期事業計画策定に当たって打ち出した国の方針は、国民・市民にとっては自助・共助を強いられ、「制度は残って介護なし」の事態を生じかねません。平川市としても、今後ますます高齢化が進行する中で介護サービス利用者の増加が見込まれ、国・県・市の負担と加入者の保険料で賄われ

ている介護保険制度がいずれどのようなようになるのか心配するところです。

国では、要介護者を増やさないために新しい介護予防事業を推進するなど対策を講じていますが、平川市としてどのように取り組んでいくのかお尋ねしたいと思います。1点目として、①持続可能な介護サービスを提供するための市の考え方についてお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。2点目として、策定のスケジュールと方針について、平成30年度からの第7期介護保険事業策定方針についてはどのように考えているのか、市長、答弁をお願いいたします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

齋藤律子議員御質問の、第7期介護保険事業計画についての御質問でございますが、1点目の持続可能な介護サービスを提供していくための市の考え方についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

平川市の65歳以上の高齢者の割合は3割を超えており、今後も増加していくものと予想されます。介護保険におけるサービス受給者についても、高齢化率の上昇とともに増加が見込まれることから、今後の介護保険サービスの必要量を的確にとらえ、制度の安定運営に向けた取り組みが必要であると考えております。

国では、今年6月に介護保険法を改正し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図り、制度の持続可能性を確保しながら必要とされる方に必要なサービスが提供されるよう、規定の整備が行われたところであります。

当市においても、持続性のある介護保険運営を目指し、介護予防や自立支援、重度化防止のための取り組みを推進し、費用の効率化を図っていく必要があると考えております。そのためには、生活支援・介護予防サービスの充実を図り、要支援状態となることを予防するなどの介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、地域の中で要支援者等を支え合うための体制づくりが必要であります。

昨日、福士議員の介護保険制度にかかわる一般質問に対してお答えさせていただいたとおり、来年度以降実施する新たな生活支援サービスの創出と提供体制の構築に向けて取り組んでいるところであります。

地域の支え合いによる生活支援と予防・介護・医療・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムは、地域の特性を生かしながら構築していくこととなります。

高齢者の社会参加など生きがいづくりによる介護予防と、地域の支え合いや生活支援サービスによる地域支援事業の充実を図り、要介護認定者の増加を抑制し、また、重度化を防止することで、介護保険制度の安定運営を図っていきたいと考えております。

2点目の策定スケジュールと方針についてであります。

今年度は、第6期介護保険事業計画の最終年度となっており、来年度からの第7期介護保険事業計画について、今年度中の策定に向けて、鋭意取

り組んでいるところであります。

65歳以上の要介護認定者を対象とした在宅介護実態調査を昨年度から実施しております。今年度当初には、介護認定を受けていない65歳以上の市民に対し、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施し、介護サービスの利用状況や施設入所への意向、あるいは高齢者が必要とする生活支援などにかかわる調査を実施し、現在、調査結果の分析を行っているところであります。また、7月から「支え合いの地域づくり意見交換会」を実施しており、高齢者が必要としている生活支援について、直接市民の皆様方の御意見を伺う事業を行っております。その中で必要とされる生活支援を把握し、生活支援サービスを創出して、来年度以降、提供していくための体制づくりを現在進めているところであります。

今後は、これら調査の分析結果と市民の皆様からの聞き取り結果をもとに計画を策定していくこととしております。

なお、介護保険事業計画は、介護保険等運営協議会において審議していただくことになるため、12月をめどに調査分析結果の報告と計画期間における要介護認定者数や必要な介護サービスの推計値を提示させていただき、1月には新たな介護保険料の基準額について審議していただきたいと考えております。これらを経て、平成30年3月議会定例会において、介護保険料基準額にかかわる条例改正案と、第7期介護保険事業計画の内容を反映させた平成30年度介護保険特別会計当初予算案について、議会に提案する予定であります。私からは以上であります。

○議長

○17番

(齋藤律子議員)

17番、齋藤議員。

介護保険制度がさま変わりをしていくという来年度のそのことに対し、市は、いろいろな市民の声を聞いたり、調査などをしてまとめようとしているわけですが、やはりこれも財政がなければ現行を守るということはとても難しいことだと思います。

そこでお尋ねをしますが、第7期の事業計画の中で、市長の答弁にもありましたが、市民の最大の関心事は介護保険料がどのくらいになるのかということですか。

大体、いろいろなこういう聞き取りの会合なんかに参加した方の意見では、あまりそう高くはならないとか、上げないように聞いた方もおります。実際は、これからの現状とこれからの介護者がどのくらいになるのかということでも大きくかかわっていくと思うんですが、その市民の最大の関心事である介護保険料、いまどのくらいっていう決定は、第6期の事業計画の基準額が6,480円ですのでこうなりますよというのは、金額は提示できないかもしれませんが、どういう方向にあるのかお知らせ願えればと思います。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

第6期の基準額は、議員御指摘のとおり6,480円でございますが、第7期の計画期間における基準額の見通しについてであります。

介護保険料については、平成30年度から介護給付費に対する第1号被保険者の保険料負担割合が22%から23%に改正されることから、保険料基準額の増額が見込まれております。

しかしながら、今年度までの第6期計画期間において財政安定化基金からの借入がなく、第7期計画期間における償還がないこと、また、介護保険財政調整基金の残高の状況などから、保険料基準額について大幅な増額はないものというふうにとらえております。

○議長

17番、齋藤議員。

○17番

(齋藤律子議員)

大幅な増額はないものということですが、いずれにしてもやっぱり年金から差し引かれる、この天引きされる介護保険料にびっくりしているわけで、増額がないと言えども、やっぱり高すぎる介護保険料じゃないかなと思っています。そういうことでは制度の持続を可能にしたいということで市も国も言っているんですが、これはまた中身がよくなって持続していけばいいんですが、どんどん改変されて悪くなって、その制度を保とうとしている国の意図が見えますので、やっぱりこの先の介護保険料、とても心配になるところです。

それでは、第7期の事業計画、要支援者の総合事業について、市長の答弁でも介護度を上げない、そして重症化させない、こういう取り組みのもとで行っているような答弁でした。認知症には、昨日の福士議員に対し、第8期で行うということですが、この総合事業についてももう一度ですね、お知らせ願えればと思います。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

総合事業、市町村への要支援に対する支援的なのが移行というふうなことになりましたので、市ではさまざまな対応をしていくことになっております。現行のサービスに加え、NPO等民間団体や住民団体による多様なサービスの創出により、総合事業の充実を求められているところであります。その取り組みとして、支え合いの地域づくり意見交換会を開催し、地域で支え合う体制づくりを進めていることは、先ほど申し上げたとおりでございます。

地域住民の支え合いの意識づくりについては、地域のつながりが希薄になっている昨今、大変難しい課題ではありますが、最も重要なポイントでもあり、今後も粘り強く普及啓発に取り組んでまいります。併せて、NPO等民間団体の協力をいただきながら、訪問型や通所型の介護予防事業の創出に取り組み、総合事業の充実を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長

17番、齋藤議員。

○17番

(齋藤律子議員)

国の方針が示された以上、やはり国の方針のほうを向いて進んでいくというふうにいまの答弁をとらえましたが、8月19日の東奥日報にですね、「軽度者介護、市町村事業に移行」という、こういう見出しの中で、県内5割超が運営に苦勞していると自治体アンケートの結果が載せられていま

す。

軽度者のサービスの意向評価としては、青森や八戸、黒石、三沢、むつ、この市はですね、大変こう順調に進んでいるというふうに答えています。平川市は運営に苦勞していると答えております。そういうことから、いまでさえ苦勞しているわけで、今後、このNPOや民間団体にこれをゆだねていくというふうでは、これは大変なものがあるんだと思います。

地域のつながりが希薄になっていると市長言いましたが、これまたさまざまプライバシーの問題もあるだろうし、個人情報が出まると、プライバシーにこうあまり触れてほしくない、それから個人情報が広がるという、そういう心配も出てくるわけですが、どういうところにちゃんと気をつけて、このだれでもがやれるということではないので、民間団体という社協とかそういうふうになるのでしょうか。具体的な、国のほうではそういう社協などの名前も出していますが、平川市はもう少しそこ、詳しくお知らせください。

○議長
○健康福祉部長
(小林留美子)

健康福祉部長。

お答えいたします。支え合いの地域づくり意見交換会、これは社協に委託をしまして、在宅介護支援センターの介護支援専門員等と一緒にしながら地域を回っております。なので、議員御指摘のように、社協ということも当然ございますが、当方で考えてございますのは、体育協会ですとかシルバー人材センター等々についても、これから緩和を基準した形でのサービスの提供ができるのではないかとということで話し合いを進めているところでございます。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

17番、齋藤議員。

体育協会やシルバー人材センターにも拡大をしていくということですが、これは、いまの体育協会やシルバー人材センターのことを考えると、どういうふうな具体的な役割を果たしていくのか、もし考えていることがあればお知らせください。

○議長
○健康福祉部長
(小林留美子)

健康福祉部長。

はい、お答えいたします。体育協会につきましては、介護予防の事業の中ですでに陸上運動、水中運動、プールを使った運動などで御支援をいただいております。

シルバー人材センターについてこれから考えていきたいと思っているのは、先ほど議員いろいろ、支援受ける方にもいろいろいらっしゃるということで、難しい面も多々あるかと思っておりますけれども、生活支援の形で何かできないものだろうかということでお話し合いを持たせていただければと考えております。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

17番、齋藤議員。

なかなかこう目に見えてないものがあるんですが、いまの要支援者は事業所において、これまでと遜色なくいろいろサービスを受けているわけですが、中にはその事業所によってですね、いままで行っていたサービ

スをやめているところもあるんです。そういうことからして、実際その要支援者の声を聞いていますけれども、どこどこということは言えませんけれども、やっぱり事業所も苦しいということがすごくわかるんですね。やっぱり一言言いたいのは、安上りの介護だけはやめてほしい。お金のかかることです。高齢者が自然増で65歳以上増えていく中、それと財政も伴っていけばいいのですが、そうはいかない実態があって、国がこういう方針出しているわけですから、でも、やっぱり安上りの介護だけは避けてほしいなということを最後をお願いをして、2番目の質問に移ります。

2番目は、平川陸上競技場についての質問です。市民からの声と改善点についてお尋ねをいたします。

今年の5月14日日曜日、市民にとって待望の平川陸上競技場がオープンをしました。オープンしてすでに4か月になりますが、さまざまな大会やイベントが開催され、市内外からの利用は順調なスタートのようです。

この間、子どもや孫の応援に出かけて陸上競技場を見てきたという市民の皆さんからは、たくさんの感想が寄せられています。「いまの子どもたちは幸せだ。自分たちはでこぼこの砂ぼこりの舞うグラウンドで走ったものだ。」とか、「自分が陸上競技をやっていた中学生時代にこうした立派な競技場があったら、もっとよい記録を出していたかもしれない。」「将来、平川市からオリンピックに出るような選手が育ってほしい。」など、喜びと期待の感想が語られていました。

こうした声とともに、もっとこうであったらよいのではという改善してほしい、改善に関する声も寄せられています。それは、平川陸上競技場には観覧席がない、また、木陰がない、休むところがないということですね。それからトイレの数が少ない、戸数や場所。などの声です。

こうした、この3点について、市民の声にこたえ、改善をする必要があると思うのですが、教育長はどのように考えているのかお知らせください。教育長、答弁をお願いいたします。

教育長、答弁願います。

齋藤律子議員の御質問、平川市陸上競技場について、市民からの声と改善点についてお答えいたします。

5月14日に開催いたしました全国小学生陸上競技交流大会津軽南ブロック予選会において、保護者の方々が管理棟前での応援や写真撮影は禁止であるとの説明を受け、嫌な思いをされたようだとの情報は聞いております。このことを踏まえ、保護者や応援者が楽しく観覧できるよう、大会主催者等に対しまして、観覧・応援する場所、進入禁止区域など、施設使用上の注意事項を充分周知するようお願いしてまいります。

また、木陰についてであります。市民の方々が木陰でくつろげる場所があることは、非常に望ましく大切なことと考えております。今後は計画的に植栽をし、市民がくつろげる環境づくりに努めてまいります。

次に、トイレについてであります。陸上競技場は5月14日のオープン

○議長
○教育長
(柴田正人)

以降、現在までさまざまな教室、大会が開催されております。このように、施設が多く利用されている状況を踏まえ、今後、大会主催者等に対して、ひらかドームや平賀テニスコートのトイレ案内の周知徹底を図り、市民の方々が快適に利用しやすい環境を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤議員。

オープンの5月14日にも100メートル走が始まったら、やはりその中間辺りに人がどっと応援の人たちが押し寄せました。結局、応援するっていうのはゴールではなくて、その前の段階で頑張れ頑張れと声援を送りたい、その光景が本当にそんなふうにして、そしてやっぱりこの夏なんかは特に、集まれば見てきたよとかそういうことで、私もいろいろな場所でこの声を聞いたんですけども、やっぱりちゃんとこう応援する場所とか、入ってはいけない場所で応援する人たちは、オープンのときも今度はそこを注意されるとやっぱり走り幅跳びのその場所に移行しました。そこもだめだっていうことで、やっぱりオープンの初日ですから、まだそういうちゃんと、ここは入ってはいけない場所など、ちゃんとそういう表示もなかったし、それはやむを得ないことなのかもしれませんが、今後、やはりこうスムーズに大会が運営するようもう少し、見る場合にもそんな嫌な思いをすることもなく自由に見られるようにしていただきたいと思います。

木陰では、昨日も桜の移植や植栽についての質問がありました。木陰がないということは、市長も昨日の一般質問の答弁では、運動公園としてまずつくったのではないというような趣旨の答弁もしていましたし、前に、その設計の段階です。やっぱり議場でも一般質問がありまして、ハンカチツリーの木の植栽についてもありました。

私は桜の木にはこだわりません。運動公園でなくてもやっぱり木がないと木陰ができませんので、それは必要なことだと思います。ですが、これから計画的に植栽をしていくということであれば、そのハンカチツリーのときは花びらなどが落ちて、そこを走る人たちが滑って転んでけがをするのではないかという、そういうような答弁がありまして、実現には至らなかったわけですが、桜ももう花吹雪、風に舞います。葉っぱは落葉します。そういうことから考えると植える場所、そういうことも考えて、木陰には何が必要なのかもまた、どういう木がいいのかも考えて、やっぱり計画的な植栽をして、やっぱり応援に訪れる人たち、選手の皆さんに木陰を提供していただきたいと思います。

そのことで、計画的な植栽ということですが、具体的にはどういうことを考えているのか、教育長、もし考えていることがあったらお知らせください。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

計画的な植栽についてでありますけれども、桜を始め適切な樹木についてですね、専門家の意見を聞きながら進めてまいりたいというふうにして

- 議長
- 17番
(齋藤律子議員)

考えております。以上でございます。

齋藤議員。

専門家の意見ということですが、私はやっぱり桜の咲く時期はとてもきれいだし、大変こう訪れる人の心もなごむわけです。そういうことからして、その桜もとても大事だと思っています。現在20本植えられています、できればそれが将来にわたってどこにもない景観として楽しめるように、ハンカチツリーとか、これは前に質問した小野議員から頼まれたわけではありません。私が本当に心から思って質問しているわけですが、そういう特色を生かした運動場、陸上競技場という、そういう運動施設としてのそういうことも必要ではないかと思えます。そこに来ればそこだけで見られる、そういうこともやっぱり長い目で見れば必要ではないかと思えますので、教育長、よろしく願いいたします。

それからこの、最後ですが、トイレのことです。トイレは実際長蛇の列は見たことがないという、こういうことでありますが、やはりいろいろな運動施設を利用しても、やっぱりその試合と試合の空き時間とか、すぐには入れない状態が続くわけです。そういうことで、このトイレの数が少ないんでないかというか、場所も、これからいろいろドームのほうまで行かなきゃいけないとかそういうことでは、案内するとは言っていますが、やはり設計の段階からちょっとトイレの場所も、設置場所も少ないんじゃないかなというそういう意見もありましたので、ここはやっぱり訪れる人、利用する人の身になって、もう少しこう検討をしていただきたいと思えます。ぜひ皆さんに親しまれる、そういう陸上競技場を目指していただきたいと思えます。

それでは、3番目の質問に移ります。

3番目の質問は、実施設計後に変更された工事についてお尋ねをいたします。

今回質問するに当たり、実施設計後に変更となった工事を市当局にまとめてもらいました。平成25年度以降のもので、契約額がおおむね2,000万円以上のものが対象となり、まとめていただきました。土木工事など合わせて21件あるということです。

また、ほかに質問の題目が実施設計後となっておりますが、基本設計から実施設計に至る段階で変更がかけられた事業として学校給食センター増築改修工事があります。この件も、実施設計後ではありませんが同等に問題視をしておりますので、後で答弁をお願いいたします。

実施設計後に変更となった工事は、担当課は総務課、高齢介護課、都市計画課、尾上市民生活課、学校教育課、生涯学習課、保健体育課など、多くの課に及んでいます。

市から変更の説明を受けたものの中で変更額の大きいものは、2,581万2,000円の文化センター大規模改修事業です。また、変更額の回数が多いのが、第2期の平賀総合運動施設整備工事です。1工区が1件、2工区が1

件、その他道路改修工事、管理棟新築工事、トイレ棟新築工事、これ1件ずつです。この合計額は2,251万余にもなります。本来、実施設計は素材や構造まで細かく書き込んだ図面で、実際の見積もり工事に使う図面でもあります。工事費算出にも使われます。

以上のことから、実施設計は提示された条件に基づき行われているならば、相当な理由が生じない限り設計変更は生じないものと思っております。前述のように、例年、設計変更を行う工事が見られ、中には多額な追加工事が必要となったものもあります。また、変更の予算については、入札残により対応しているものが多いことから、お尋ねをします。1つ目は、主要な建築工事における変更は、主にどのような理由により生じたものなのか。2つ目として、多額の予算を伴う追加工事などが発生していることから、今後どのような対応が必要であると考えているのかお知らせください。市長、教育長、答弁をお願いいたします。

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

齋藤議員御質問の、主要な建築工事における主な実施設計後の変更理由についてお答えをいたします。

まず、設計に変更が生じるケースとしては、設計図書の記載誤りや施工条件の不一致による受注者からの申し出があった場合、また、工事内容を変更したほうがより使いやすく機能の向上が図られるときなどには、発注者から追加指示する場合があります。

当市において、これまで行った2,000万円以上の建築工事について調査したところ、直近の5年では18件の工事において設計変更を行っております。その変更理由を見ますと、発注者である市から追加指示したものが最も多く、11件となっております。

今後の対応についてであります。設計に盛り込む内容を精査して設計図書に反映させることで追加工事の縮減を図ってまいります。しかし、予算計上後の労務単価の増高により、発注に際し予算不足が生じた場合や、品質の向上等、対価に見合う成果を期待できる場合などには、事業費を追加し、設計変更を行う場合もあることを御理解をお願いしたいと思います。私からは以上であります。

- 議長
- 教育長
(柴田正人)

教育長、答弁願います。

齋藤議員から御質問のありました3つの事業につきましてお答えいたします。

まず、1つ目の文化センター改修事業の主な変更につきましては、ホール天井の音響特性に影響を与えず耐震化できる工法が工事発注後に判明したため、補強工事から耐震化工事に変更いたしました。また、工事を進める中で補強が必要と判明した中研修室の床やホール地下ピットなどについて、補強措置を追加しております。

次に、2つ目の平賀学校給食センター増築改修事業の主な変更につきましては、壁の欠損部分・すり傷や経年による汚れの付着が拡大しておりま

すので、内装の壁補修・塗装を既設工事に追加し変更することといたしました。また、屋上防水層改修及び外壁改修等につきましても、雨水の浸入・雨漏りの発生が懸念されることから、児童生徒に安全・安心な給食の提供を考え、早期に工事を実施したいと考えております。

3つ目の平賀総合運動施設整備事業の主な変更につきましては、1・2工区では、管理用通路の幅員確保のためL型擁壁設置、暗渠排水工事の追加及び消防の指導により施設内へ消火栓5基設置を追加しております。また、道路改良工事では、運動施設全体の管理のため門扉設置の追加や、調整池下流水路工の掘削時に護岸ブロック及び基礎コンクリートの発見により処分量が増加したことなどによるものであります。以上でございます。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤議員。

まず、この25年からのその件数で、私、土木工事も含め21件と言いました。市長は建築物で18件ということで、土木工事が3件あると聞いておりますので、足せば21件になって、まず質問や答弁は間違っていないということで一応確認したいと思います。

その中で、いろいろ理由を述べておりますが、まずその条件の不一致、より使いやすいものにするため、発注者、市から追加指示をしているんだということでもあります。しかしながら、どうでしょうか。これは古い、ひとつ消防本部庁舎改修工事という、これ総務課ですが担当課は。平成25年6月24日ということで、市長の就任の前の件になるんですが、ほとんどは近年が多いです。もう一つ26年11月7。これは大坊の消防屯所新築事業ということでもありますけれども、近年やっぱり28年。25年、26年ということもあるんですが、大変こう多くなっております。すると、市長がやっぱり前のやり方を見てですね、もっとこうしたほうがいいよってそれは追加指示をしたというふうに考えていいんですか。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

議員お持ちの資料の中には、平川消防署改修事業と大坊屯所改新築事業がございます。この変更契約についてであります。消防署の改修事業については、設計が前の年にごさしまして、監理業者はまた別の業者であったわけですね。実際工事発注した際に、やっぱり設計業者と監理業者の見立てが違ったということもございまして、監理業者の指示によりOAフロアの追加やら、クロス、エアコン、ブラインド等の追加をさせていただいたことから追加したものでございます。

また、大坊屯所の新築工事については都市計画課のほうにですね、設計を依頼しているわけでありまして、実際工事に入ったところ、積算の漏れがわかったということで変更させていただいたものでございます。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤議員。

まず、やむを得ない場合もあるかと思えます。いろいろな中では確かに掘ってみたら思わぬものが出てきたとか、処分費がかかるとか、それはそれでまたわかる部分もあるんですが、まずこの実施設計というの私教わっ

てきたのでは、さっき述べたように、そうむやみやたらに大きな変更はかけられないよと。だから計画を綿密にしなければいけない、こういうふう
に教わってきたわけですね。

しかし近年、文化センターのことは見てもですね、学校給食センターなどはもうこれ、本当にどうなのかと思うように、いろいろ続いてあるわけです。そういうことから、本当にこの運動公園も、総合運動施設もそうでしたね。それで、先ほどの、教育長が述べましたこの天井の耐震化をうたっているのに、補強の工事から耐震にしたと。やっぱりこれちょっとこれは納得ができないものがありますし、2工区ですね、平成27年6月4日、暗渠排水のことを言いましたが、これはまたこれで隣のリング畑との水はけの問題で、これは説明のときにも、議会の側からもわかるけれどもという発言がありました。だけど、消火栓とかこれは5基もですね、これ設計者がおかしいんじゃないかと思うんですが、どうしてこの消火栓つけなきゃいけないものをこうやって追加しなければいけないのか。これもまたちょっとどんな説明聞いてもわかりません。

そういうことから、あまりにもこの多すぎるということで、市長は内容を精査して、これからはちゃんと予算計上していくんだということをおっしゃいましたけれども、予算不足が生じた分、これ補正だということですか。予算不足が生じたらまたあれだとか、さっき答弁で言ったけども、予算不足が生じた分がこの18件プラス3件の中にあるんですか。ありますか。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

予算不足が生じた案件はあるかとの御質問であります。文化センターのこの2,500万の追加は、議員説明をさせていただいたうえで補正した記憶がございますが。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤議員。

質問者も何だかわからないので、あまりこうピンとこない答弁にきちんと反応できないでおりますが、私の資質の問題もあるのかと思いますが、この補正で変更した部分がないとこう書いてるんですよ。すると、予算不足のものではなくて、なってるんじゃないですか。

○議長
○教育委員会事務局長
(大湯幸男)

教育委員会事務局長。

はい、いまですね、文化センターの変更についての御質問でありました。文化センターの変更につきましては、補正とかではないです。あくまでも既設の予算内で2,500万の変更かけました。以上です。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤議員。

いや、私は教育委員会の部分はすでに議会にすべて説明をしてきたので、そこでのやり取りもしておりますから、いま教育長に答弁をしていただいたけど、あと質問して、また答弁をもらうということにはなってないです。私はこちらの、こちら側のことを尋ねているわけです。教育委員会の場合にはもう既に何回も説明してるんですよ。だけど、私はいま言ったのは答弁求めておりません。総務部長と副市長、指をさして向こうにはやらないで

ほしい。はい。

とにかく、笑うしかないのかもしれませんが、こうしたことがやっぱりちょっと不正常ではないかと。打ち合わせのとき不正常という言葉はあまり使わないでほしいとこうなったんですが、私から見るとちょっと不正常です。

こういうようなさまざま、議員になって20年ちょっと過ぎましたけれども、そのころも公共事業たくさん行われていました。しかし、こうした1件か2件は特別問題になることもありましたが、こういうようなこう続けて18件もこんな、土木工事も3件含まれるそうですが、こういうことをです、ね、続けていくということは、これ正常だと思っていないんですよ。思わないんですよ、私は。ですから、改善をしていく、内容を精査してということで、これからは予算計上するってしゃべってるんですから、じゃあこれまで市長、内容を精査してなかったのか。だからこういうことになったのか。どう思ってますか。実際これ、市長としてこれ大変ですよ。これやっぱりちゃんとしないと、これから本庁舎の工事が挟んでくるわけですから。とても心配してます。

こういうことで、しょっちゅうこういうふうにして変えていたらですね、先ほど基本計画のパブリックコメントも取ってなかったと、こういうことわかりました。パブリックコメントを取るようだから、庁舎建設に対しても問い合わせあったときは、ホームページ見てくださいと私は言っていたんですが、何か出てこないよっていうのは最近聞いた話です。ですから、こういうことあれば困るのでですね、どうですか。予算不足じゃない、内容を精査してなかったのかどうか。市長が任期中のことが多いので、どう思ってこれをこういうふうにいっぱい、18件もこうなったのかお答えください。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

齋藤議員御指摘のとおり、実施設計後に変更になるということは好ましくはないと思っております。ただ、先ほど答弁申し上げましたとおり、設計当初の記載誤りや施工条件の不一致による受注者からの申し出があった場合、また、工事内容を変更したほうがより使いやすく機能の向上が図られるときなど、この発注者のほうから追加指示する場合がありますということで11件追加して、指示をして変更契約をしたということでございます。

また、予算計上後、労務単価が高くなった、いわゆる増高したり、発注に対し予算不足が生じた場合、それから品質の向上等、対価に見合う成果が期待できる、いわゆる変更契約したほうがその成果のほうが期待できる、そういうことが見られる場合には、事業費を追加し設計変更を行う場合もあるということで、それらに該当したものをこういうふうな設計変更を行ったということでございます。

基本的には実施設計後、変更契約をしないでそのまま事業が完了すればそれに越したことはないとは考えておりますが、最終的に工事等の経過を

見た場合においてそういうふうなことが生じた場合は変更せざるを得ないということで、こういうふうな経過になっております。

○議長

齋藤議員。

○17番

(齋藤律子議員)

1つずつやっていけばいいのですが、入札残で対応しているものが多いと。例えばですね、これは入札残かどうか間違っていたら直してほしいんですが、東部地区のデイサービスセンターの新築工事、入浴介護用浴室リフト取り付け追加。大体こういうところには入浴、その介護用の浴室のリフトつけるの当たり前なんです。それを変更して、もっと便利になるだろうと。それわかっていることじゃありませんか。そういうこともですね、不可欠なものもこうやってやってる、入札残でやってるということで考えればですね、どういうことなのかと。それもきちんとやっぱり始めから計画に入れてやったほうがいいんじゃないですか。この入札残で対応していることに対しての私の質問の答弁なかったような気がしますね。それは答えられないのかどうかわかりませんが、入札残があると、ありきだということで、この間もある説明のときに私しゃべったと言われましたが、入札残がありきで、それをあてにして、その残でやろうというようなことがこう続いているのかなと、この傾向から見てそう思っています。

大体、不可欠なものをまずつけていないということや、もっとこれは精査をしていないんですよ、内容を。こうであればね、職員のあれにも、資質にもかかわっていくじゃないですか。そういうふうにもとれるような答弁です。やっぱりつくるなら、いろいろありとあらゆるものを考えて、ちゃんとしたものをつくりたいというなら始めからそういう計画のもとにつくるんですが、ひとつ考えられるのは、市の財政に関係しているのかなと。入札残で対応したり、こういうような傾向が表れているということは、このいま大型事業、多く続きます。そういう中で、この財政運営計画、絶対ここをクリアしないと全部はつukれないというそういうもつとで、こういうことから、こういう傾向が続いてるんじゃないかなと思うんですが、やっぱり職員にもこういう仕事あまりさせられないと思うんですよ。やっぱり職員はちゃんとしたものやっぱり仕事としてやるわけですから、きちんとしたものをつくりたいと思いますね。私が職員だったらそう思います。市民に喜ばれる仕事がしたい。そういうことから考えると、こんなことあまり続けさせ、やるのは連続でおかしいってもんですよ。

この質問をするときにですね、現場精査によるという、こういうことが出てきました。現場精査によるもの、これいろいろその、平賀2期の総合運動施設整備にかかわるものですが、これが具体的にどういうことなのか変更理由が明らかにされましたが、こういうような現場に入ってみたらちょっと違うから変更をかけたんだみたいな、こういうのではちょっとだめじゃないでしょうか。やっぱり、ちゃんとその前に現場を確認して、知恵を絞ってやっぱりいろいろ計画するわけですよ。だけでもそうでなくて、実際やってみたら、ああこういうことがわかったと、これはやり方変えな

○議長

きやいけないと思うんです。以上です。

律子さん、終わりですか。

(「時間になりましたので、これで一般質問を終わります」と呼ぶ者あり)

○議長

齋藤律子議員の一般質問は終了いたしました。

14時15分まで休憩といたします。

午後2時02分 休憩

午後2時15分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第9席、9番、石田昭弘議員の一般質問を行います。

石田昭弘議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

石田昭弘議員、質問席へ移動願います。

(石田昭弘議員、質問席へ移動)

○議長

石田昭弘議員の一般質問を許可します。

○9番

(石田昭弘議員)

本定例会、最後の一般質問となります。9席、9番、新風の会、石田昭弘です。議長の許可を得ましたので、通告にしたがい、1. 通級指導教室開設について、2. 観光入込客数について、3. 観光振興について、4. グリーン・ツーリズムについて、順次、質問してまいります。

それでは、項目1の通級指導教室開設について質問します。

文部科学省の「平成28年度通級による指導実施状況調査結果について」によると、公立の小・中学校での通級による指導を受けている児童生徒数は、調査を始めた平成5年から23年連続で増え、平成28年度は前年度から8,206名増の9万8,311名で、過去最多を更新しました。設置学校数も、平成28年度4,576校で、過去3年間で767校の20.1%増加したと結果をまとめています。

義務教育課程の全児童生徒数は年々減少しておりますが、通級による指導対象者は増加傾向にあることから、全国的に通級による指導体制を拡充することが求められています。

青森県10市で唯一通級指導教室がなかった当市も、昨年3月の定例会一般質問を機に前向きな検討がなされ、12月の定例会、通級指導教室設置についての一般質問に対して、柴田教育長より「県教育委員会からの開設の了解をもらい、平成30年4月の開設を目指している。」との心強い答弁をいただきました。そこで、通級指導教室開設へ向けての現状及び設置場所と開設期日について伺います。お願いします。

○議長

教育長、答弁願います。

○教育長

(柴田正人)

石田昭弘議員の御質問、通級指導教室開設について、通級指導教室開設の現状及び設置場所と開設時期についてお答えいたします。

まず、現状についてであります。青森県教育委員会を始め、県内各市の教育委員会から指導助言をいただきながら、平川市通級指導教室実施要

綱を整備し、設置校を金田小学校、開設場所を尾上総合支所3階といたしました。

また、先進校である黒石市立中郷小学校、弘前市立大成小学校の見学や他県の通級指導教室から得た情報をもとに、7月に開設準備委員会を立ち上げ、開設時期を平成30年4月、開所式を5月上旬としたほか、開設までのスケジュール、役割分担、周知方法、入級までの手続き等について、金田小学校と県教委、中南教育事務所、平川市教育委員会で確認し、情報共有したところであります。

現在、市内小学校9校、幼稚園、保育園及び認定こども園を訪問して説明するとともに、市のホームページや広報ひらかわにおいて周知しており、併せて保護者や学校からの問い合わせや相談に応じているところでございます。以上でございます。

○議長

○9番

(石田昭弘議員)

石田議員。

いま教育長より、尾上総合支所の3階に設置し、来年の5月ですか、開校をするというふうな答弁をいただきました。これを心待ちにしている多くの方がいらっしゃいますので、本当にこれ福音となると思います。この機会を借りまして、深く感謝申し上げます。

そこで再質問ですけれども、通級指導教室の設置場所ですけれども、通常においてはですね、学校に開設、設置するわけですけれども、このたび尾上総合支所内になったということについて少し伺いたいと思います。

通常は、いま言ったように学校の中に施設があって、自校通級と他校通級、この2つで対象の児童を受け入れております。そこで、なぜ今回この尾上の総合支所3階になったのか。また、経緯についてお聞きしたいと思いますし、また、尾上総合支所の3階になることよってのメリット、デメリットもあると思いますので、この点を踏まえてお答えいただきたいと思います。具体的には、3階にスペースがあるとはいえ、通級指導教室を前提としたつくりにはなっておりませんので、部屋割り、部屋数、障害に応じた設備の配置・設置、これは可能なのか。また、不特定多数が利用する施設において、出入りしやすい反面、人の目を気にされる方もいると思われるので、3階までの動線についてはどうなるのか。毎年、また年末に市民税、県民税の申告相談が3階の委員会室で通常8日間行われています。教室と同じフロアになりますので、教室に通う保護者及び児童への配慮やプライバシーの確保はできるのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長

○教育長

(柴田正人)

教育長。

議員御指摘の、通級指導教室は通常、学校の中に設置されておりますが、本市においては市内小学校に開設可能な教室がなく、新たに施設整備をすることになると、開設まで相応の時間がかかることが予想されました。

現在、本市から黒石市立中郷小学校通級指導教室に通っている子どもたちもおり、議員御指摘のとおり、市民の多くの方々から早期の開設を要望

する声があります。こうした状況を踏まえ、平川市の子どもたちのためにいち早く通級指導教室を開設できるよう、既設施設の利用について県教育委員会等に相談したところ、尾上総合支所も可能であるとの回答を得たところであります。

議員御指摘の尾上総合支所3階の部屋割りについてでありますけれども、活用する部屋の広さに応じて教室、プレイルーム、相談室、事務室等として配置することとしており、十分対応できるものと考えております。設備の配置・設置につきましては、子どもの教育的ニーズに応じて今年度中から準備を進めてまいります。

次に、通級する児童及び保護者のプライバシーに関しては、支所には入り口が3か所あるほかエレベーターも利用できる施設であります。十分プライバシーが確保できるものと考えております。

また、8日間確定申告などたくさんの市民の方々が集まる時期も想定されますけれども、施設の使用状況は事前に把握できますので、通級指導教室に通う子どもたち、保護者の方と相談しながら、その時期と重ならないような指導計画を作成し、プライバシーを確保するよう設置校に指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長

○9番

(石田昭弘議員)

石田議員。

いまの答弁の御説明から、尾上総合支所の3階、十分に活用できると。また、プライバシーも守れて、子どもたち安心して通級の指導を受けることができる。このように感じ取ることができました。

そこでまた、もう1点さらに質問させていただきますけれども、先ほど所属の学校が金田小学校ということでございましたけれども、もう1点です、そうしますと、加配される先生がございましてけれども、これは何名になるのか。そしてまた、この発達障害という言葉が社会に浸透するようになってはきておりますけれども、まだまだこの多くの方々はどういうふうな障害なのかということに、詳しいところまでは理解が及んでないような感じがいたします。そういうふうな意味からも、通級指導教室の対象となる児童の障害種について、改めて質問させていただきます。お答えください。

○議長

○教育長

(柴田正人)

教育長。

加配されます教員数は、法律「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」によりまして、児童13名に対しまして1名の加配というふうにしてなっております。

現在、市内小学校、幼稚園、保育園、認定こども園を訪問して説明しているところであり、通級指導教室に通う児童数は確定しておりませんが、中郷小学校に通っている子どもたち10名を含めまして、来年度入学する子どもたちの各保育園等からの情報をまとめますと、およそ30名ほどの子どもたちが通級指導教室に通うことが予想されております。教員の加配につきましては、この児童数が確定した段階で要望してまいります。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

通級指導教室に通う子どもたちの障害の種類につきましては、言語障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の発達障害がございます。今後とも教育委員会では、障害の有無にかかわらず随時教育相談を行い、保護者の思いに寄り添い、子どもたちへの適切な指導と必要な支援に努めてまいりたいというふうにして考えております。以上でございます。

石田議員。

いまのところ予想される先生は2名、また、状況によってプラスになる可能性もあるということですのでよろしいですね。わかりました。

この、先ほど来述べておりますけれども、通級指導に対象となる児童は年々増えておりますので、その意味からもですね、この辺の加配に関しては柔軟に対応していただきまして、子どもたちがしっかりと学べる体制づくり、なんとしてもお願いしたいとこのように考えております。

文部科学省によりますと、従来の小・中学校に加えて、発達障害などの学生に対する支援に、通常の学級か特別支援学校の選択肢よりなかった高校でも、来年、平成30年度から通級指導を始めようと準備を進めております。また、独立行政法人日本学生支援機構が、4月19日にリリースした『平成28年度（2016年度）大学、短期大学及び高等専門学校における、障害のある学生の修学支援に関する実態調査』結果の概要についてによると、昨年4月の障害者差別解消法施行に伴い、全国の大学等において、障害学生支援体制が大きく進んだとしております。県内の大学においても、発達障害などのある学生をサポートする学生特別支援室を開設するなどして、相談支援体制を強めています。

このように、障害の中でも発達障害など、外見上見えにくい障害に対する社会の理解は徐々に進み、高校や大学でも対策を取り始めております。

一方、発達障害のある人の抱える大きな悩みが、社会で自立するための職種や職場環境の整備がまだまだ不十分なところにあります。受け入れる企業が少ない、就労継続支援事業所は工賃が安い、障害者年金の障害認定基準を満たさないなど、経済的に一人で暮らすことが難しく、家族が面倒を見ることになり、本人のみならず家族も将来に対する不安などで心を痛め、つらい思いしていると聞いております。

一地方自治体ではいかんともしがたく、国を挙げて取り組みが必要で、障害のある人ができないことで悩むのではなく、できることを生かせる、希望を持てる社会の構築を進めることが必要なのではないかと私は強く感じております。

いずれにしても、本市に新たに通級指導教室が開設することで、発達障害など外見上見えにくい障害に対する市民への理解が深まり、早期発見、早期療育につながることを願っております。

個人的な、これは私の意見ですがけれども、本庁舎建設に併せて、これから尾上総合支所の利活用について活発な議論が交わされると思います。これを機会に、尾上総合支所が文化・教育で、本市のみならず南黒地域の中

軸を担う機能を果たせるような利活用ができればと私は願っております。

この第一項目の最後に当たりまして、通級指導教室の迅速な開設は、長尾市政下における柴田教育長を始め、市教育委員会及び関係各課の皆様の大きな成果であると、心より感謝を申し上げます。

次に、項目の2の観光入込客数についてに入ります。観光に関しての一般質問は、今回で5回目となります。

①県と市の観光入込客数の違いについて質問します。

本年5月7日の新聞報道に、「観光客数県内10市で最少」との書かれた記事が掲載されました。内容は、「県によると、平成23年から27年の平川市は年間35万から37万人で推移し、いずれの年も県内10市で最少だった。」としています。

私も平成27年、12月定例会の一般質問、観光産業の育成・支援についての中で、青森県観光国際戦略局の青森県観光入込客統計をもとに、平成26年の中南地域において、東日本大震災前の平成22年対比で、平川市の回復率が最も低いことを指摘いたしました。

参考までに、平川市の観光入込客数は、県の公表によると平成22年60万7,921人であったものが、平成23年には36万8,066人と大幅に減少、平成27年は36万6,555人と、東日本大震災を境に約36万人前後の横ばいのまま推移しています。

しかし、これとは別にもう一つの統計数値があります。本年度から始まった第2次平川市長期総合プランの商工観光課調べによると、平成23年63万2,071人、平成27年64万1,207人とされ、県との乖離が約26万5,000人から27万5,000人となっています。

そこで質問は、県と市の数値の違いはなぜなのか。県と市のどちらかに統一しなければならないと私は考えますが、見解を伺います。

次に、②として観光入込客数の数値目標について質問します。

平成27年12月の平川市総合戦略に、平成27年度から31年度までの5年間で、観光入込客数年間100万人を目標に掲げています。本年度から始まった第2次平川市長期総合プランでは、5年後の平成33年100万人としています。

観光入込客数を県ベースにするのか、商工観光課調べをベースにするのかでは目標値までの数字の開きが相当生じ、目標へ向けての取り組みも変わってくると思います。

いずれにしても、100万人という数値目標は非常に高い目標値となります。そこで、100万人という数値目標を設定した根拠ないしは意図について伺います。以上、2点答弁を願います。

市長、答弁願います。

石田議員の観光入込客数の御質問についてお答えをいたします。

観光入込客統計は、国土交通省観光庁が平成21年12月に策定した「観光入込客統計に関する共通基準」に基づき都道府県が実施しているもので

○議長

○市長

(長尾忠行)

あります。

策定以前は、各都道府県の統計は各都道府県の独自の手法により調査・集計されており、集計結果についても年度集計や暦年集計の違いや、実人数と延べ人数の違いがあるなど、公表しているデータ間の比較ができない状態でありました。このため、観光庁では地域間で比較できるよう共通基準を策定したものでありますが、この基準は年間1万人以上の入込客のある施設だけを対象としております。

当市の場合、この基準では、白岩森林公園や温泉施設9か所などの入込数が含まれておりませんので、平成23年にこの基準を導入したところ、それまでの数値を大きく下回る結果となったものであります。

なお、国の指針では、基準を満たさないものを調査し、観光地点等名簿に整理してもよいが、集計の対象とはしないと示しておりますので、県と市の数値が異なっているものであります。

どちらかに統一してはとの御質問であります。あえてこの場合は統一する必要はないものと考えております。

次に、観光入込客数の数値目標についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、総合戦略における目標値を「観光入込客数100万人」と設定したことは、大変高いハードルであることは承知をしております。

当然ながら、総合戦略策定時に総合戦略審議会やまち・ひと・しごと創生本部の中でも御議論いただきましたが、厳しい人口減少時代に立ち向かっていくためには、高い志をもってチャレンジすべきとの意見もあり、今回のその100万人という目標値を設定したものであります。

そして、この総合戦略に掲げた取り組みであります観光施設環境整備事業、広域による誘客促進事業、そして世界一の扇ねふた運行事業など着実に前進しておりますので、どうか御理解をお願いいたします。以上であります。

石田議員。

それでは、再質問に入ります。①の県と市の観光入込客数の違いについてでありますけれども、いま市長の答弁では、公式には国のほうで設定した基準があるということでした。それ以外に、それ以前から各地方自治体においては統計を取っていたというので、ここら辺の整合性がいまいちできていないような感覚でおっしゃってございましたけれども、しかしですね、しかしですけれども、基準はあくまでも国、そしてまた県が示す青森県観光入込客統計になりますので、これきちんとした基礎データとして、これを基礎にして物事を考えていかなければ違ったものができてしまうと思います。

県と市の調査の方法が違うと言われましてもですね、現状のままであればダブルスタンダード、2重基準になってしまいますので、まったくもって使い方によっては違った結果・内容が出てまいります。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

もし仮にですね、他の市町村も同様であるならば、県のこの基準は必要ないこととなります。あつてなきがごとしになってしまいますので、ここはきちんと公平の観点からも是正していかなければ、自分たちのやったものが正確に判断されて、評価されて、それをまた教訓として次に生かすようなこのサイクル、先ほど、午前中ですけれども、長内議員もおっしゃっておいりましたけれども、P D C A サイクル、これが機能しないことになってしまいます。ですから、この点はぜひ是正をひとつお願いしたいと思いますけれども、見解を伺います。

○議長

経済部長。

○経済部長

ただいまの石田議員の御質問にお答えします。

(西谷 司)

先ほど市長の答弁にもありましたけれども、県のデータはあくまでも国が示した共通基準による集計であり、市が引用している数値は白岩森林公園や市内温泉施設等を加えたもので、観光入込客数の実数に限りなく近いもので推計してございます。

ただいまの御指摘の内容は、確かに2重スタンダードというような内容でもございますけれども、国の示す基準はあくまでも国の策のひとつのこう、目安というか指標指数ということで、同じルールでまず入込客数を把握すること、それから市の考え方としては、すべて市の実態に即した数値を用いることというふうに考えてございますので、今回市の、平川市総合戦略及び平川市長期総合プランの数値に用いた数字は、現状の平川市の実態に近い数値として使用させていただいたということでもあります。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

いまの説明は少し私、納得しませんね。先ほど述べたように、東日本大震災を境にした数字そのものが終わったと、増えているんですよ、逆にね。前よりはですね。ですから、この数字は本当に正しく把握されているかどうかは、少し私、疑問が残ります。

これ言ってもちょっと進まないと思いますので次に進みますけれども、次のその②の観光入込客数の数値目標について再質問いたしますけれども、目標のこの設定というふうなものはですね、理想の姿を実現するために仕事を牽引する手段として、この目標というふうなものがあります。

一般に「目標のない仕事は遊びである。」とこのように言われております。目標の達成いかんが、一般企業であれば経営を左右してまいります。従って、設定した目標には責任が生じ、達成までの工程を着実にこなしていかなければなりません。

目標には、基本的に2つ考え方があります。必達目標とチャレンジ目標があります。100万という数字は、先ほど市長が答弁しておりましたとおり、高い目標を掲げ、大きな志を持ってそこに向かっていくってこのようなお話をされておいりましたけれども、実際問題としてはですね、この単純目標100万、達成年度まであと残り2年半、いかがですか。達成の目標というふうなものはできるのかどうか。お知らせ願います。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

議員御指摘のとおり、この100万という観光客の入込数というのは、チャレンジ目標と言ってもよろしいかもしれません。高い志を持ってそれに向かって努力するというところでございます。

市の調査では、平成28年の入込客数は約71万人と着実に増加しております。先ほども申し上げましたが、現時点では高い目標と言わざるを得ませんが、目標達成に向けて着実に施策を進めてまいりたいと思いますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

いままた71万という数字を聞きました。そうしますとこの新聞報道は何だったのかと。確かに先ほど言うとおりでですね、青森県のこの指標に基づいた記事ではありますけれども、私はこれ見て非常に心を痛めたんですよ。実際そうですね、見た方はそうだと思います。しかし、もう一つ数字があるんだよ、実際もっと増えてるんですよ、もっと来てるんですよということになればですね、やっぱりいまいち納得できないような感じがいたします。

ですからこそ、この先ほど来言ってますけれども、基本となる青森県のここに合わせたうえでもっともう一度構築していかなければ、目標に向かって何をどうやっていくのかっていうことを考えていかなければ、正しい判断、評価はできないと思いますし、他市町村とやはりこう比較対象とするためには同じベースに乗っかっていかないとここは無理だと思いますので、これはもう一度やっぱり考えていく必要があると思いますので、この点はどうか再考願いたいと思います。

先ほどシンク・ビック、大きく物事を考える、これはとても大事なことであります。しかし、極端に大きな目標、考え方でもって目標を設定した場合はですね、そこに到達できなければ逆にやる気をそいでしまい、仕事そのものが停滞してしまいます。

ですから、昔から馬の顔の前ですか、鼻にニンジンってあるとおり、少し努力したらできるようなものを積み重ねていくことも非常にこれは大事なことだと私は思いますので、仕事をする人にとっては適正目標、これを掲げて着実にこなして行って、自信を持って、達成感を持って次へ向かっていく、これが行政としての仕事のあるべき姿ではないかなと思っております。

従って、しっかりとその目標に責任を持って評価できる、また、それをきちんと検証できるような形をとっていかなければ、いつまでも大きな目標に行きませんでした、次もまた大きな目標に行きませんでした、のままであれば何も進んでいかないことになってしまいますので、この点は考え方の相違だと思いますけれども、実際どうなるのかなという感じはいたしますので、朝令暮改になるかもわかりませんが、この目標設定に関するこの100万人に対して、私は再考したほうがよいのではないかと考え

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

ておりますので、もう一度市長から見解をお聞きします。

市長。

石田議員御指摘の、そういうふうなあまりにも高い目標を掲げるとなかなか実現しない場合、失望感と言いますか、そういうのがあるというふうな御意見でございましたが、今回、総合戦略の中でのK P I、いわゆる達成度に関しまして、今回この観光客の入込数に関しましては100万人という目標を掲げたわけでございます。いま、あと2年半、市内はもとより全部局力を合わせてですね、この目標を達成に向けて努力をしていながら、その結果を見て、また判断をしてみたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

- 議長
- 9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

それでは、続いて項目3の観光振興について質問いたします。

質問2の観光入込客数で紹介した新聞の同じ欄に、大きな黒太文字で「平川市、誘客対策本腰」とこのように書かれておりました。内容は、「全国の自治体が観光振興に積極的に取り組む中、市が観光対策を強く意識し始めたのは長尾市政が始まった3年前からだった。」と、市幹部職員の声を載せています。

現市政が始まった平成26年は、2020年に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会が前年に決まり、政府は東京のみならず全国津々浦々に開催効果を波及するために、魅力ある観光地域づくりを行うことが重要として、訪日外国人旅行者数を2,000万人の高みを目指す「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」を決定した年でした。

市長は就任後の平成26年、第1回定例会で、基本姿勢と公約の「元気なまちづくりプロジェクト10」を打ち出しました。その中の1つに、観光による交流人口の拡大と収入の増加を図るとした「文化・観光で元気」があります。

以来、平成27年、12月の平川市総合戦略には地域に根ざす安定したしごとづくり、第2次平川市長期総合プランには、活力あるしごとづくりの基本政策の一つとして観光を位置付け、案内板の多言語化、バリアフリー化、W i - F i 設置整備事業、老朽化した「世界の扇ねぷた」の新たな制作、老朽化が進んでいる観光施設の改修などが現在進行形で実施されています。

また、自然災害などの影響で中止となった白岩まつりや蓮の花まつりが昨年から再開。新規事業のイルミネーションプロムナード事業、台中市との友好交流協定締結など、長尾市政は市幹部職員の声のように観光振興に積極的に取り組んでいると言えます。

そこで、私も「観光客数県内10市最少」に問題意識を持つ者として、誘客の一助となることを願い、観光振興について質問及び提案します。

まず、御存じであると思いますが、経営には集中戦略があります。経営資源が有限のときには、すでに大きくなっているところと同じような

戦い方はできませんので、できるだけ絞り込んで、数少ない人、数少ない物、数少ないお金などを一番効果的なところに集中投下して成果を出すという絞り込みの理論、集中の法則とも言えますけれども、この絞り込みの理論を当市の観光に当てはめて、成果を出せると思える2つの事業について、市の見解を伺います。

まず、1つ目は、北限に観る蓮の花まつりについてです。

県によると、平成27年の平川市の観光拠点8か所中、観光入込客数が最も多い拠点は猿賀神社の9万3,700人で、全体の28.8%を占めます。

猿賀神社及び猿賀公園は、年間を通じて楽しめる当市の中心的な観光地です。中でも、昨年再開した「北限に観る蓮の花まつり」は、本年、市から独立した観光協会が主催して7月末の8日間行いましたが、昨年同様、たくさんの方が訪れ、子ども対象のイベントは大いに盛り上がりました。しかし、反面、非常に私は残念な思いを持ちました。それは、祭り期間が短いために、蓮の花を十分に生かし切れていないということです。

和蓮の群生地としては北限で、最大規模です。蓮の花は桜の花に比べて開花の期間が長く、8月20日付の新聞の一面に蓮の写真が出ておりますけれども、「大輪鮮やか見ごろ続く」、このように書いていますように、蓮の花は、先ほど言ったように約1か月くらい期間があります。その年の天候によって若干は変動するものの、7月下旬から8月下旬の約1か月間鑑賞できるというこの強みを持っております。この強みこそが、実は観光資源の大きな宝となってまいります。

そこで、提案の1つが祭り期間延長と多種多様なイベントの開催です。観光協会、物産協会、商工会、市が連携して、期間延長とさまざまな催し物を蓮の花まつりに集中させることによって祭りの効果を高め、誘客につなげるという考えでありますけれども、市の見解を伺います。

2つ目は、イルミネーションプロムナード事業です。

冬期間の誘客が課題となっている当市の冬のにぎわいを創出するために、平賀駅前通りで年末から年始に行われております。このイルミネーションと言えば大方冬を連想しますが、発想の転換をいたしまして、夏にイルミネーションがあっても私はよいのではないかとこのように考えています。

そこで、イルミネーションプロムナード事業について提案があります。

平川市市制施行10周年の記念事業の大みそかに行われた冬ねぶたとのコラボレーションは、幻想的でとても美しいものでした。これをヒントに、夏の平川ねぶたまつりでも、世界一の扇ねぶたが登場する最後の場面で一斉にイルミネーションが点灯したらどうでしょうか。想像してみて、これすごいなという感じがいたします。祭りが華やぎ、他の地域にはない平川ねぶたまつりになると私は考えております。

また、イルミネーションの期間をねぶた開始からお盆が終了するころまでにすることによって、お盆で帰省した方にも喜んでいただけたらと思います。

○議長
○市長
(長尾忠行)

また、もう一つの提案が、北限に観る蓮の花まつりとの組み合わせです。日中は蓮の花、夜はイルミネーション、終日楽しむことができます。

両方行うか、どちらか選択するかは別として、いまあるものを活用しますので、予算を多く必要としないと思われます。よって、行ってみる価値はあると考えますが、見解を伺います。

市長。

石田議員のほうから観光振興について2点の御質問がございました。

まず、北限に観る蓮の花まつりについてお答えをいたします。

蓮の花まつりへさまざまな催し物を集中し、期間を延長してはとの御質問であり、御提言であると思いますが、7月下旬から8月下旬にかけて開催されているイベントは、蓮の花まつりや平川ねふたまつり、おのえねふたまつり、御関所まつりなどがあります。それぞれ実行委員会方式で行われ、地域活性化に貢献されているわけではありますが、そのすべてのイベントに、市も含めて観光協会や商工会、各種団体の方が携わっております。

議員御指摘のとおり、期間の延長と催し物の集中は祭り効果の向上や観光客の誘客につながっていくと思われませんが、それを担うマンパワーがかぎになるかと思いますので、関係機関で協議をしていきたいと考えております。

1か月ほど咲くという蓮の花を、1週間の祭り期間で終わるとするのは非常に残念というか惜しいという考え、気持ちを私は持っておりますが、ただ、なかなか祭りを、その期間を延長して何かイベントを行っていくとなると、さっき申し上げましたように、そのマンパワーというのは非常にこう大事になってまいります。その辺のところをどういうふうにして確保していくかというのが課題だと思いますので、今後、協議してまいりたいと思います。

次に、イルミネーションプロムナード事業についてお答えをいたします。

まず、世界一の扇ねふたが登場する最後にイルミネーションを一斉に点灯してはどうかとの御意見であります。駅前通り全体を点灯させるためには、イルミネーションへつなぐ配線が、世界一の扇ねふただけではなく他のねふたの運行にも支障となります。

また、ねふたが一番映える見せ方は、極力ねふた以外の明かりをつけないことだと思っております。ねふたの明かりはねふた絵のもつ鮮やかさ、華やかさを醸し出しており、イルミネーションの明かりがその風情を損なう可能性があると考えますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、蓮の花まつりにおけるイルミネーションの点灯につきましては、イルミネーション自体は呼び込む要素の1つではありますが、誘客のためには夜間の併催イベントが必要であると考えます。主催者である観光協会へお伝えし、一緒に検討してまいりたいと考えております。以上であります。

石田議員。

それでは、順次また再質問してまいります。

○議長
○9番

(石田昭弘議員)

①の北限に観る蓮の花まつりについて質問いたしますけれども、誘客を増やすためには、祭りの会期間延長ですか、これは非常に大事なことだと思います。すべて平坦にイベントをやるというわけではなくて、空いているときにこううまくそこを調節しながら私は開催できるのではないかなどこのように考えております。

観光の楽しみとしては、以前も申し上げましたけれども、「観る」に加えて「食べる」と「買う」、この2つがあります。このほかにまた「泊まる」というのがありますけれども、主にこの「食べる」と「買う」が必要になってまいります。

北限に観る蓮の花まつりを見る限りにおきますと、この「食べる」と「買う」の要素が少ないように思われますので、現在、観光協会が行っているイベントをこのベースといたしまして、これに加えて、例えばひらかわトラックマーケットやひらかわフェスタのような、平川市特産品の「津軽の桃」や農家による地物とれたて新鮮野菜とか、食ラボの加工品などを販売することでまた新たなニーズを掘り起こすことができるのではないかとこのように考えております。これを行うことによってまた平川市の観光プラス特産物や物産のPRもできるのではないかとこのように考えております。

ですから、段階的に蓮の花まつりを行って、次このトラックマーケットを秋にやって、またそのフェスタやると、2重3重に行うことによって比較的ですね、波状効果的にこう打ち出すことによって誘客が大きくなっていくのではないかなと思いますし、宣伝効果も大きいと思います。

また、もう1つですね、この誘客を増やすためには発信力を強化する必要があるし、この取り組みも必要だと思います。その1つに、この、私はですね、大型客船で訪れる外国人の方々、この、どういうふうな形で通過するにいたしましても、この発信力が非常に強いです。海外の方々是非常にこうタイムリーに情報を発信してまいりますので、盛美園に訪れる大型客船の外国人の方々に、そのルート上の1つにこの蓮の花まつりの期間に来ていただけるように流れはできないものかと考えております。そうすることによって、このすばらしさが国内外に一気に発信されるとこのように考えておりますので、市で行ういろんなものはあると思いますけれども、この海外の方々のこの力っていうのが非常に強いので、ここうまく取り組んでいく、このような工夫って言いますか、考え方もできるのではないかなと思います。

いずれにしてもですね、夏休みの期間、ねぶた・ねぶたのお祭り、お盆などで人の交流が最も増えるこの時期に長期に開催できる「北限に観る蓮の花まつり」は、近隣の他市町村にはないオンリーワンの観光資源でありますので、これを生かさない手はないと私は考えております。

市長がこの紙面でもおっしゃっていましたがおりですね、「既存資源を活用しつつ新たに何かをつくることも大切。」に、まさにふさわしい観光資源であると思いますけれども、市長より見解を伺います。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。
昨年と今年の蓮の花まつりでは、地元の柏木農業高校も含め数件ではありますが、食べ物や物産の販売をしております。出店数が少ないため、さらに拡大していくことは大変望ましいことであり、PR効果も上がると思います。

しかしながら、この御提案いただいた時期は桃や野菜等の直売に関して非常に収量が少ないことや、野菜生産者に関しましてはなかなか対応が難しいことから、この販売というのは厳しいのかなというふうに感じております。

御提案につきましては、観光協会とともに関係団体で協議しながら可能性を見出していく必要があると思います。

また、大型客船のルートの一つにということにつきましては、エージェントへのセールスや情報発信に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、毎回申し上げますけれど、観光を産業としてまで高めていくためには滞在時間を長くしていただかなければなりません。その方法等も加えながら、いかにしたらこの蓮の花まつりは、1か月ほど花が咲くわけですから、そこに滞在していただいてお金を落とさせていただける方法を、それらを考え合わせながら、将来に向けての蓮の花まつりをまた検討していくことも必要ではないかと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

石田議員。
ぜひ検討をよろしくお願いたします。
再質問、次に移ります。時間も大分迫ってきて、ちょっと時間が短いので焦っておりますけども、北限に観る蓮の花まつりの、次は今度シャトルバスについて少し伺います。

第2次平川市長期総合プラン、個別目標2「高め合う広域観光の連携強化」があります。隣接する市町村との連携強化の一つとして、昨年に引き続き、蓮の花まつりでは田舎館村の田んぼアート第2会場と結ぶシャトルバスが運行されました。そこでこの、本年の利用者数は何人だったのか、また併せてですね、去年との比較でもってどれぐらいなのか教えていただきたいと思っております。お願いたします。

○議長
○経済部長
(西谷 司)

経済部長。
本年のシャトルバス運行の利用者であります。祭り期間最後の7月29日、7月30日の2日間、1日各4便で18人となっております。それから昨年も19人です。利用者数はかなり少ない状況であります。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

石田議員。
そこで、私もこのシャトルバスを利用しました。そこで気づいた点が3点ありますので、早口で申しわけないですけども質問してまいります。

1つはシャトルバスの発着の場所なんですけども、これですね、田舎館村へ行きました。そうしたらですね、この場所が道から入ったすぐの駐車

場なんです。ですから、場所、位置関係非常に悪くてですね、車の往来が激しくてとても危険です。また、バスのいる場所にはですね、案内板というものがなくて普通のポスターが1枚貼ってあるだけで、全然わかりませんでした。

また、向こうのスタッフの方々もですね、バスが運行しているそのものがはっきり言ってわからない状況でした。ですから、これはですね、もう少しわかるような形をとらないと、いまおっしゃったような人は増えないと思います。ですから、ここの点はもう一段工夫が必要だと思いますので、発着場所とそれから掲げるような大きな看板と、これが必要なのかなとこのように考えております。

また2つ目としましてはですね、シャトルバスそのものを可能であれば3点結んでいただければよろしいのではないかなと思います。田舎館第1会場、第2会場、そしてこの猿賀神社の蓮の花まつり。これ3点結ぶともっと魅力あふれると思いますし、流れとしてはよき流れが出ると思います。田舎館村は、毎日第1、第2会場をシャトルバスが往復していますので、この兼ね合いもあって難しいかとは思いますが、これ1つの工夫として連携取っていく必要があるのではないかなと思います。

そして3点目がですね、駐車場です。猿賀の公園の駐車場2つありますけども、満杯です。もうぱんぱんです。ですから、利用する方々がですね、臨時駐車場に案内されますけども、場所がわからない、遠いと言って非常にこれは不評です。ですから、これに代わるものをやはり考えていかなきゃいけないのではないかなと思います。やはりその、器に応じて人が来ますので、車でもって来た場合、とめられなかったらあぁいやって感じで過ぎてしまう可能性がありますので、第3の駐車場の確保、これも念頭に置いて今後考えていく必要があるのではないかなと思います。この3点について、簡単で結構ですのでお答えください。

○議長

○経済部長
(西谷 司)

経済部長。

議員御指摘の、1点目の発着場の変更や目立つ看板の設置、それから2点目のシャトルバスの運行のコースにつきましては、主催者である観光協会にお伝えし、一緒になって最善策を考えていきたいと思っております。

また、3点目の駐車場の確保でございますが、今年の蓮の花まつりで行われました戦隊ショーのイベントには、さるか荘の広場のほうを埋め尽くすぐらいの親子連れの来場者がお越しになりました。また、例年において猿賀神社の十五夜大祭や初詣客といった大きな行事があるときは、確かに臨時駐車場が必要になってございますけども、それ以外は現状のままで十分対応できていると思いますので、どうか御理解をお願いしたいと思います。

○議長

○9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

すいません、時間がないのであれですけども、人が多く集まるときが実は一番大事なんですよ。通常はいいんです。多く集まるときの確保が一番

大事なんで、これはやっぱり前向きに検討していく必要があると思います。

次にまた、イルミネーションプロムナード事業について再質問いたしますけども、現状のその、冬の平賀駅前通りを見ますと、実際これ本当に誘客になっているのかと私は疑問に思います。通常の歩いてる方、車で往来する方だけのような気がしてなりません。

ですから、確かに冬の盛り上げとしてはよろしいんですけども、もう一手やっぱり発想を変えてですね、年末年始、最も観光入込客数の多い、例えばですね、観光拠点の猿賀神社周辺とかにしたほうが私はよいのではないかなと思います。そのうえでもって、金屋地区の農家蔵の冬のイベント、田舎館村の冬の田んぼアート、黒石市の冬のこみせまつりなどと連携しながら、津軽南で周遊できる冬の観光コース、これを構築するべきではないかと思っておりますけれども、答弁をお願いいたします。

○議長

○経済部長

(西谷 司)

経済部長。

まず、イルミネーションによる誘客があるかとの御意見でございますが、昨年度は月1回、週末に平賀駅前通りで通行人調査を行いました。その結果、27年度の調査に比べ20%から30%の通行人の増加は確認してございます。また、飲食店の関係者へ直接聞き込みを行ったところ、イルミネーションを話題としたお客様が大変多くいらっしゃったということでありませぬ。

商店街の経済効果を具体的な数値で示すことは困難ではございますが、それなりの誘客効果はあったものと考えております。

次に、御提案の猿賀神社周辺のイルミネーションの設置についてでございますけども、本市としましては、日常的に人通りがある場所をメインとして誘客を図っていきたいと考えておりますので、どうか御理解をお願いしたいと思います。

続いて、連携による周遊観光コースの構築についてでありますけども、昨年度、黒石市・田舎館村と連携し、名古屋市の観光事業者を招聘しモニターツアーを実施してございます。ツアー行程には金屋の農家蔵は含めておりませんが、黒石市の冬のこみせ、田舎館村の冬の田んぼアート、そして当市の盛美園、ねぶた展示館等を含めたツアーといたしました。

残念ながらモニターの評価は低く、すぐに旅行商品の造成につながることはできず、課題が浮かび上がっている状況にあります。引き続き、課題解決に向けた冬の誘客について、施策を検討してまいりたいと考えております。

○議長

○9番

(石田昭弘議員)

石田議員。

最後に、項目4のグリーン・ツーリズムの現状と今後の取り組みについて質問いたします。

グリーン・ツーリズムについて、市長公約の「文化・観光で元気」では、「りんご畑や水田などの農業資源を生かしたグリーン・ツーリズム事業も定着し、県外から多くの旅行客を集めています。これらを最大限に生かし、

交流人口の拡大、観光収入の増加を図ってまいります。」、また、広報ひらかわ1月号巻頭の新年のごあいさつでは、「台湾台中市、青森県とともに、三者で友好交流協定を締結いたしました。本市の豊富な温泉や、ファームステイが可能な環境を生かし、行政、民間レベルでの交流を深め、交流人口の拡大、地域活性化につなげてまいります。」とこのようにしております。

そこで質問ですけれども、市長公約及び新年のごあいさつを読む限り、市がグリーン・ツーリズム事業、ファームステイを行っているように読み取れますけれども、グリーン・ツーリズムの現状と今後の取り組みについて伺います。お願いします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

グリーン・ツーリズムの現状と今後の取り組みについて、お答えをいたします。

当市におけるグリーン・ツーリズム事業につきましては、現在、農地所有適格法人株式会社グリーンファーム農家蔵において、修学旅行生など国内外からファームステイの受け入れを行っております。

市では、この取り組みに対し、国・県の補助事業を活用しながら「農家蔵の館」の整備、6次産業化への取り組みに対する支援などを実施してまいりました。また、昨年12月、台湾台中市との友好交流締結調印式にグリーンファーム農家蔵も参加していただき、教育旅行連盟、台中市内の学校にファームステイの招聘活動を行ってきたところであります。

今後も実施団体において、事業活動を行ううえで支障が生じた場合には、相談に応じてまいりたいというふうに考えております。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

時間の関係もありますので、いまの時間では再質問無理だと思いますので、これはまた次回に回していきたいと思っております。

質問の内容としましてはですね、いま一番の困っているところが、ファームステイを行うに当たっての受け入れ農家が少なくなっているという、高齢化によって少なくなっている。これに対しまして、市として何か協力できないかということをお願いしたいと思っております。

このグリーン・ツーリズムに関しまして、この農家蔵、農地所有適格法人株式会社グリーンファーム農家蔵に関しましてはですね、非常にいい仕事をしておりますので、この流れをですね、官民ともに互いに協力しながら大いに盛り上げていって、この平川市の観光産業、これをですね、着実にこう伸ばしてまいりたいとこのように私も考えておりますので、次回この点についてはまた少し詳しく質問させていただきます。以上、質問を終わります。

○議長

9番、石田昭弘議員の一般質問は終了しました。

本日の日程は、すべて終了しました。

次に、お諮りいたします。

会期日程表のとおり、15日、19日及び20日は決算特別委員会開催のため、

○議長

また、21日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、次の本会議は22日午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時17分 散会

